

目 次

◇ 平成26年度 事業報告	頁
第 1 章 こども家庭センターの概要	1
第 2 章 養護相談の業務	8
第 3 章 虐待相談の業務	10
第 4 章 障害相談の業務	13
第 5 章 非行相談の業務	17
第 6 章 育成相談の業務	21
第 7 章 判定の業務	23
第 8 章 一時保護所の業務	28
第 9 章 発達クリニック	31
◇ 児童虐待防止110番事業報告	33
児童虐待 夜間休日相談ダイヤル実績報告	38
<資料> 統 計	40
1. 受理した相談及び対応の状況	
(1) 年齢別、相談区分別件数	
(2) 相談経路別、男女別件数	
(3) 相談区分別、対応の状況	
2. 受理した相談の区分別等の推移	
(1) 相談区分別の推移	
(2) 相談経路別の推移	
(3) 対応区分別の推移	
3. 研修生・実習生受入実績	

平成26年度 事業報告

第1章 神戸市こども家庭センターの概要

＊「神戸市こども家庭センター」と「神戸市児童相談所」の名称について

平成13年4月1日神戸市児童相談所は、市民に身近な相談機関として位置付けるため、名称を「神戸市こども家庭センター」に改めた。なお、児童福祉法等の関係法規における児童相談所としての役割を行使する場合は、従来通り「神戸市児童相談所」の名称で業務を行うこととなる。

1. こども家庭センターの設置

こども家庭センターは、児童福祉法（以下「法」という。）に基づく児童相談所として、あらゆる相談に応じ、必要な調査、判定に基づいて指導を行う役割を担う児童福祉の行政機関である。

こども家庭センターの業務は、法に定めている児童相談所の通り、児童の福祉に関する事項について次の業務を行うものである。

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ② 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ③ 児童及びその保護者につき、②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- ④ 児童の一時保護を行うこと。

なお、こども家庭センターの対象児童は、原則として18歳未満の児童である。

<設置根拠>

「児童福祉法」「神戸市児童相談所条例」「神戸市総合児童センター条例」

□神戸市保健福祉局に所属

□神戸市総合児童センター（「厚生労働省事務次官通知」に基づく大型児童館…神戸市社会福祉協議会運営）と併設

<沿革>

昭和31年11月1日	生田区楠町に設置（政令指定都市となり兵庫県より移管）
昭和32年12月	生田区橘通1丁目1に移転
昭和33年2月	一時保護所開設
昭和40年2月	兵庫区東山町4丁目20に移転
昭和62年11月16日	中央区東川崎町1丁目3-1（神戸市総合児童センター内）に移転
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災による庁舎復旧工事のため一時仮移転 一時保護部門（平成7年3月1日～平成8年4月20日：若葉学園） 相談・判定部門（平成7年11月1日～平成8年4月20日：総合福祉センター）
平成8年4月1日	職制改正により保健福祉局創設
平成13年4月1日	名称を「神戸市こども家庭センター」に改正し、事業所の格付変更のうえ副所長を配置 児童虐待に対応するため、「家庭支援係」を設置
平成14年4月1日	子育て支援室担当主幹（保健師嘱託）を配置
平成17年4月1日	総務担当主幹を配置
平成18年4月1日	家庭支援係に主査（係長級）を配置
平成19年4月1日	家庭支援係に主査（係長級）を配置
平成22年4月1日	「育成相談係」を設置
平成23年4月1日	児童虐待対応担当主幹を配置
平成24年4月1日	職制改正によりこども家庭局創設
平成25年4月1日	家庭支援係（虐待パート）に担当係長1名を増配置
平成26年2月5日	兵庫県警察と児童虐待に係る協定を締結
平成26年4月1日	判定指導係に「障害児相談判定専任チーム」を設置

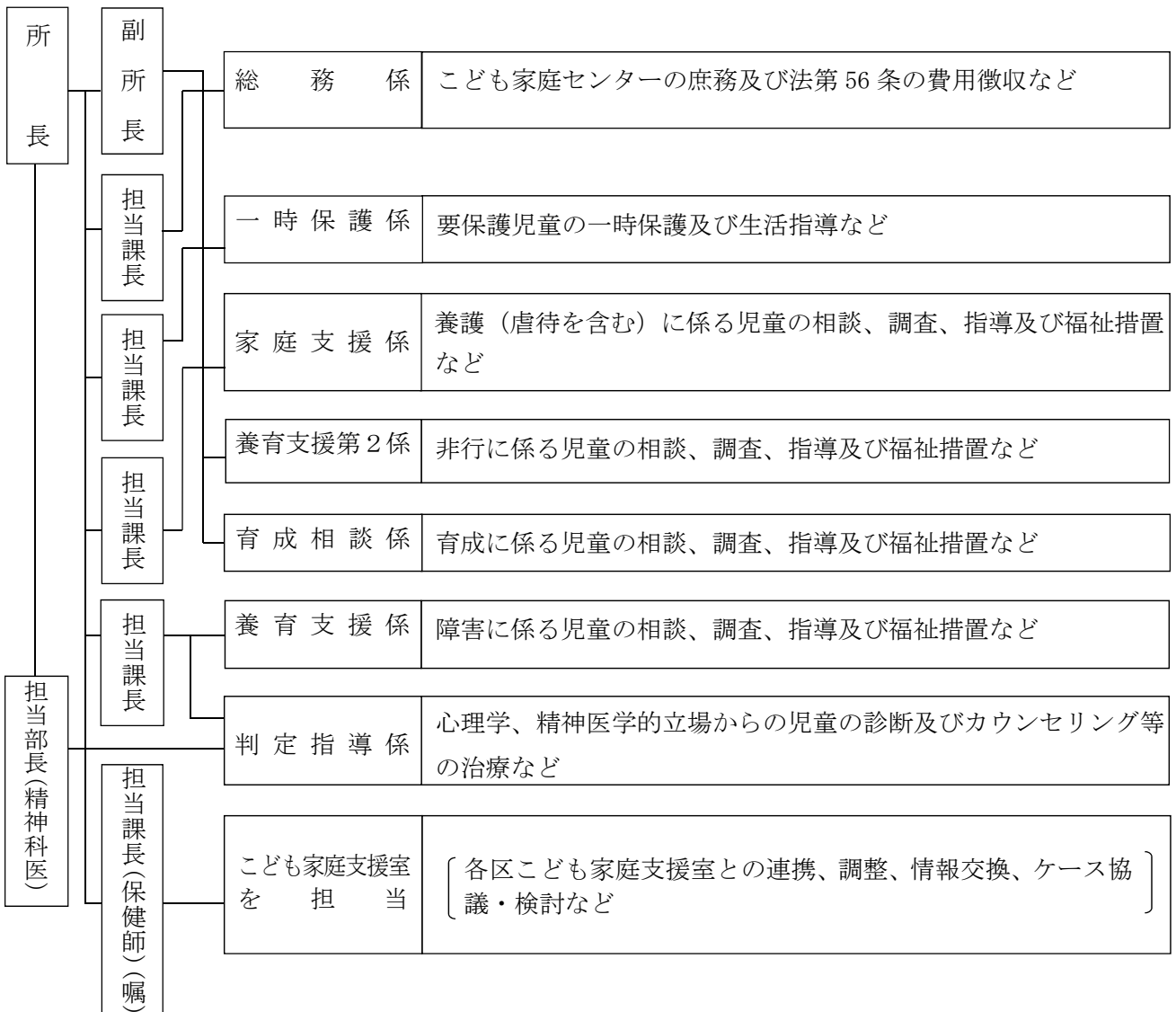
2. 相談の内容

こども家庭センターで応じる相談の内容は、きわめて多岐にわたるが、神戸市では次の4群の相談区分を行い、それぞれに児童福祉司を配置している。

- ① 保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、環境上養護を要する児童で家庭養育が困難な児童に関する相談（養護相談）
- ② 盗み、粗暴、家出、薬物乱用等の問題行為又は触法及びそのおそれのある行為のあった児童に関する相談（非行相談）
- ③ 心身に障害のある児童の療育相談、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談（障害相談）
- ④ 児童の性格、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等の問題を持つ児童に関する相談（育成相談）

3. こども家庭センターの組織（平成27年4月1日現在）

各種相談に応じるために、児童福祉司、児童心理司、医師、児童指導員、保育士、看護師、相談員、保健師、虐待対応協力員等が、それぞれの専門性を生かし、こども家庭センター全体でチームワークを保ちながら、下記の組織体制で児童等への援助活動を行っている。

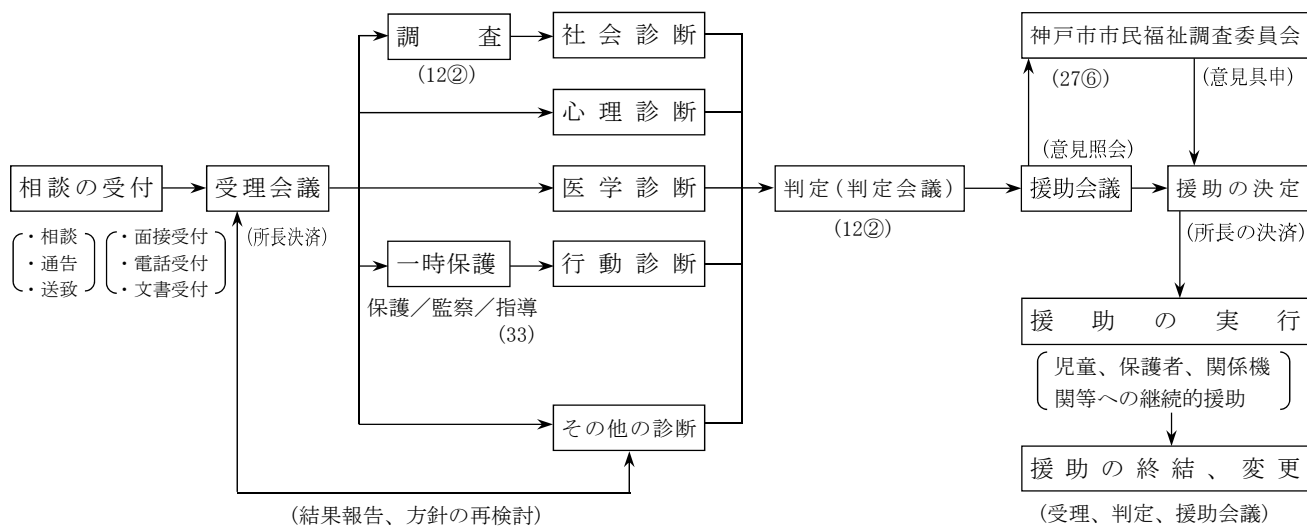


4. 職員配置（平成27年5月1日現在）

職名・職種等 職務・係別	職 員															嘱 託 ・ 再 任 用										合 計	
	所長	部長	課長	係長	事務	児童福祉司	児童指導員	保育士	看護師	保健師	児童心理司	技術職員	運転手	調理師	課長	事務	児童指導員	保育士	虐待対応協力員	学習指導員	厚生相談員	虐待・非行児童対応	障害相談インテーク	里親開拓推進員	非常勤小児科医		
所長	1																										1
副所長			1																								1
精神科医		1																									1
保健師														1													1
総務係			1	2							2	1															6
一時保護係			1			5	8	2					3			1	1		2							2	25
家庭支援係			1	4	10				1	1								1		1			1			20	
養育支援係			1	1	6																	1				9	
養育支援第2係				1	5																1					7	
育成相談係				1	4																					5	
判定指導係				4							15															19	
計	1	1	5	11	2	25	5	8	2	1	16	2	1	3	1	0	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	95

職員：83 嘱託・再任用：10 非常勤嘱託：2 合計 95名

5. 児童相談の流れ



(注) () 児童福祉法

こども家庭センターは、法第12条2項に基づく家庭その他からの相談、法第25条に基づく通告や法第25条の8に基づく福祉事務所長からの送致による相談について「受理会議」を開催し、相談についての主たる担当者、調査、診断、一時保護の要否を協議・検討する。担当者となった児童福祉司は、その児童についての社会調査をもとに「社会診断」を行い、児童心理司は面接、観察、心理検査などをもとに「心理診断」を、必要に応じ精神科医が問診診察、検査などによる「医学診断」を、更に一時保護を行った児童については児童指導員、保育士が「行動診断」を行う役割を担っている。

これらの各診断をもとにこども家庭センターでは、児童の人格形成及び児童のおかれている環境等について専門的な分析を持ち寄って総合的な「判定」を行っている。

そして、各担当者はそれぞれの診断をもとにその児童に必要な援助について協議、検討を行い、それらの結果に基づき事件の主担当者となる児童福祉司が援助指針を作成する。

作成された援助指針案は原則として「援助会議」に諮ることとなるが、そこでの検討は児童や保護者の意向をもとに、児童の人権が守られ児童にとって最善の利益の実現を図り、かつ児童に最も良い発達、成長をめざした問題の解決を模索のうえ、援助方法を決定することがこども家庭センターに課せられた役割である。

なお、子どもまたは保護者の意向とこども家庭センターの措置とが一致しないとき、法律や医療等の幅広い分野の専門的な意見を求める必要があるとき、その他児童虐待の事例等については、「神戸市市民福祉調査委員会・権利擁護部会」の意見を聴くことになっている。

6. 相談等の状況

平成26年度の相談総件数は6,781件で前年度に比べ1,034件（24.2%）増加している。

相談種別毎の推移は次のとおりである。

養護相談（虐待相談を含む）は1,247件で前年比27%増加している。

障害相談は4,747件で前年比20%増加している。

非行相談は357件で前年比16%減少している。

育成相談は430件で前年比13%増加している。

また、養護相談に含まれる児童虐待に関する相談については、平成16年度から増加が続き、26年度は過去最高件数であった24年度の661件を大きく上回り811件となった。

こども家庭センターでは、平成13年度より組織改正を図り副所長制度を導入するとともに、虐待への対応を強化するため「家庭支援係」を新設。

さらに、平成14年より各区に「子育て支援室」が開設されたことにもない、担当主幹（保健師）を配置し、連絡会の開催等を通じ、相互の連携を深め、児童虐待への早期対応と再発防止等に取り組んでいる。平成18年度には家庭支援係に係長級職員をさらに1名増配置し、地域分担により、虐待通報や相談に対して機動的に対応することとした。平成19年度には家庭支援係に係長級職員及び担当職員を各1名増配置し、虐待により分離した家族の再統合を図る事業を推進することとした。

平成22年度には育成相談係を設置し、養育支援係と養育支援第2係で分担していた育成相談について、その全般を担当することとした。平成23年度には、児童虐待に関する相談・通報の増加に対応するため、児童虐待対応担当の主幹を新設した。平成25年度には家庭支援係（虐待パート）に担当係長1名を増配置し、3係長1課長体制として、初動対応後の対応をより迅速かつ機動的に行う体制を整えた。

また、急増している障害相談に対応するため、平成26年度に判定指導係に「障害児相談判定専任チーム」を設置した。

表1 相談件数の推移

（単位：件）

種別 年度	養護 相談	障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	その他	合 計
22	932	3,271	285	312	423	5,223
23	967	3,548	342	366	213	5,436
24	1,029	3,660	430	339	3	5,461
25	981	3,953	427	379	7	5,747
26	1,247	4,747	357	430	0	6,781

表2 年代別・相談種別件数の状況

(単位：件)

相談別	年齢区分	就学前	小学低学年	小学高学年	中学生	その他	合計	構成比%
養護		493	250	166	166	172	1,247	18.4
心身障害		2,975	670	459	460	183	4,747	70.0
非行		0	10	38	264	45	357	5.3
育成		23	74	103	180	50	430	6.3
その他		0	0	0	0	0	0	0.0
合計		3,491	1,004	766	1,070	450	6,781	100.0

養護の内「虐待」関係

	就学前	小学低学年	小学高学年	中学生	その他	合計	構成比%
虐待	335	170	124	114	68	811	65.0

図1 相談種別相談件数

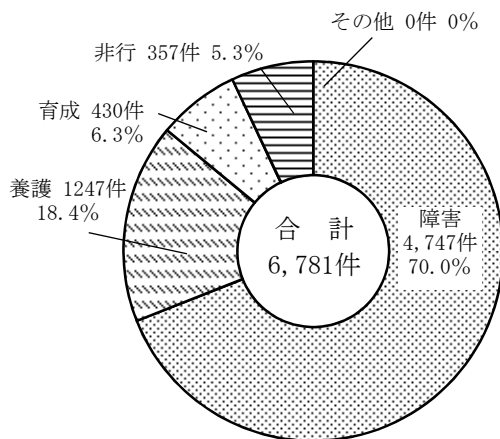


図2 年代別相談件数

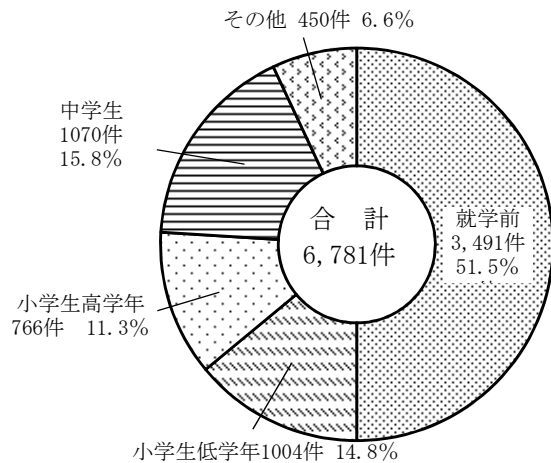


図3 相談経路別相談件数

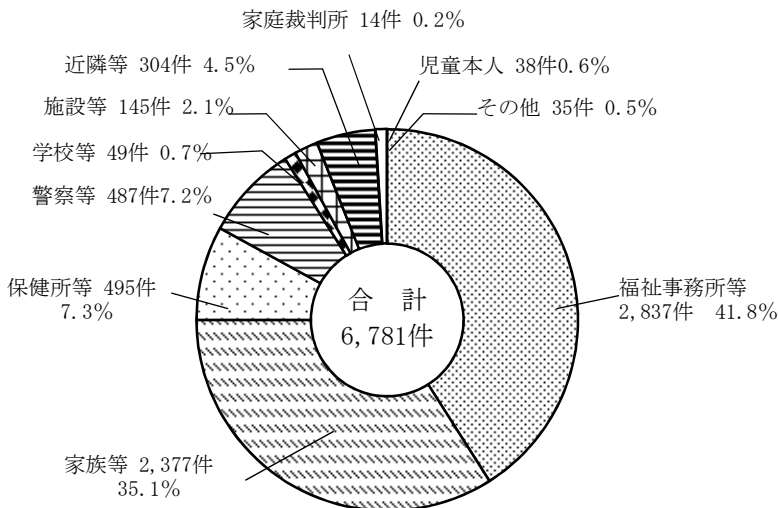
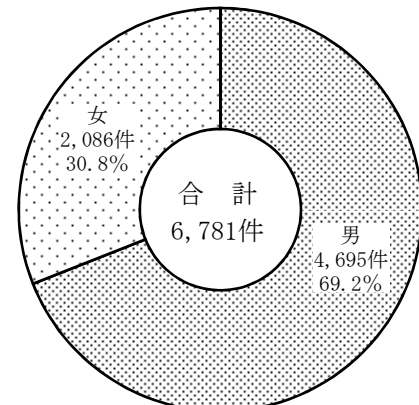


図4 性別相談件数



7. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は全国的にみて、相談受付件数が増加し深刻化している。

児童虐待の早期発見、早期対応を図るために児童虐待防止の対策をつぎのとおり展開した。

(1) 神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会（要保護児童地域対策協議会 全体会）の開催【P. 7に再掲】

(2) 通告体制の整備

- ・目的：児童福祉にかかわる様々な研修会等の中で、児童虐待防止に関するテーマを取り上げて、児童福祉関係者等の知識の向上及び通告体制の整備を図る。
- ・対象：地域の児童福祉関係者、教育関係者、学生、施設職員、保護者等
- ・方法：児童福祉にかかわる様々な研修会に職員を派遣する。

(3) 講演会・研修会等

- ・目的：一般市民及び児童福祉関係者に対する啓発

① 子育て市民講座

※神戸市児童虐待・非行等地域対策協議会との共催により開催

- ・対象：一般市民及び児童福祉関係者
- ・時期：平成26年10月31日（金）
- ・内容：「思春期の子どもたちを考える」
～スクールカウンセリングを通じた子どもたちの今～
- ・講師：神戸市教育委員会スクールカウンセラー・スーパーバイザー 井上 序子
- ・参加者数：180名

② 児童虐待シンポジウム

※兵庫県神戸県民センター、神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会、神戸市民生委員児童委員協議会との共催により開催

- ・対象：一般市民、主任児童委員、福祉・教育関係者
- ・時期：平成27年3月26日（木）
- ・内容：「こどもを守る現場からの報告」～児童虐待防止に向けた神戸市の取り組み～
- ・基調報告：こども家庭センター児童虐待対応担当課長 長村 信幸
- ・パネラー：北区北神保健福祉課担当課長 土屋 隆司
神戸市小学校長会健全育成委員会副委員長 山崎 将
兵庫県警察本部少年育成課対策担当課長補佐 朝日 徹
神戸真生塾子ども家庭支援センターロータリー子どもの家センター長 久山 啓
こどもサポーター(北区) 竹村 純一
- ・コーディネーター：こども家庭センター所長 野元 幸次
- ・参加者数：240名

(4) 児童虐待防止110番（電話相談）【詳細はP. 33参照】

- ・目的：子育ての悩みなどをもとに起こる虐待に対し電話相談を実施し、必要な助言指導を行う。

専用電話：382-0145（すこやかテレフォン^{おーいよいこ}0145）

相談受付：平日10～12時、13～16時

相談員：カウンセラー

相談件数：690件 内虐待14件（2%）、〔3歳未満54件、3歳～就学前100件、小学生216件、中学生24件、高校生以上296件〕

(5) 児童虐待防止サポート制度【P. 12に再掲】

- ・目的：児童虐待に対して、効果的・迅速に対応するため、兵庫県弁護士会所属の三人の弁護士と共に法律的な判断及び手続きを的確に行うための検討会を開催する。
- ・実施回数：72回
- ・相談件数：のべ883件

(6) 児童虐待 夜間休日相談ダイヤル【詳細はP. 38参照】

- ・目的：深夜休日にかかわらず起こる児童虐待の防止を図るため、24時間・365日相談体制の強化を行う。
- ・内容：夜間・休日に専任の相談員を配置し、児童虐待の相談や通報に対応する。
夜間休日専用電話 078-382-1900
- ・受付件数：（平成26年度）
通報188件、相談442件、職員への取次ぎ等2,538件、合計3,168件

(7) 保護者カウンセリング【P. 12に再掲】

- ・目的：虐待者である保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、また育児方法の改善により、虐待の防止や家族の再統合の促進を図り、児童の福祉の向上を図る。
- ・実施方法：カウンセリングA：武庫川女子大学、関西学院大学の研究室から紹介を受けた大学教員、学識経験者を中心に行う。
 - ・件数：0件 ・延べ回数：0回
- ・カウンセリングB：大学教員、臨床心理士等によって行う。
 - ・件数：8件 ・延べ回数：40回
- ・カウンセラー7人

(8) 医療的支援強化事業

- ・目的：児童虐待の再発防止のため、保護者に対する精神医学的な援助方針の策定及び医療機関と児童相談所との連携強化を目的とする。
- ・実施回数：1回 ・相談件数：1件

(9) 法医学診断体制強化事業

- ・目的：法医学専門医師による診断体制を確立することにより、児童虐待の早期発見に資するとともに、児童の安全確保を図る。
- ・実施回数（件数）：3回

8. 関係機関との連携

(1) 神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会（要保護児童地域対策協議会 全体会）の開催（2回／年）

- ・目的：児童虐待や非行の防止のため、その早期発見と早期対応を図るため、児童福祉に関係する機関等が連携し、情報交換、通告体制の確立等を目的とする。従来の児童虐待防止ネットワークである神戸市児童虐待防止連絡協議会を発展的に改組したものである。（平成19年4月発足）
- ・構成員：民生委員児童委員協議会、神戸市人権擁護委員協議会、法務省神戸地方法務局、県警察本部、県弁護士会、神戸市民間病院協会、市医師会、市歯科医師会、市青少年育成協議会、市立小学校長会、市立中学校長会、市立高等学校長会、市立幼稚園長会、私立幼稚園連盟、私立保育園連盟、市児童養護施設連盟、市乳児院連盟、市PTA協議会、主任児童委員区代表、Cサポート・こうべ、区保健福祉部等、神戸家庭裁判所（オブザーバー）
*会長：こども家庭センター所長 *事務局：こども家庭センター

(2) 関係機関との連絡会

- | | | | |
|-----------|--------|------------|----------|
| ・市立小学校長会 | （1回／年） | ・市立中学校長会 | （1回／年） |
| ・兵庫県警察本部 | （1回／年） | ・神戸家庭裁判所 | （1回／隔年） |
| ・神戸中央市民病院 | （6回／年） | ・学びの支援センター | （2回／年） |
| ・主任児童委員 | （6回／年） | ・四者連絡会 | （各区1回／年） |

第2章 養護相談の業務

1. 養護相談

養護相談は、保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、生活環境的に養護を必要とする児童など、家庭養育が困難な児童についての相談に応じている。

2. 相談状況

(1) 相談件数

平成26年度の相談件数は表1（P.4）のとおり1,247件で、全相談件数の18.4%（図1）を占めており、昨年と比べ虐待相談が222件の増、虐待以外の相談は44件の増となっている。

(2) 相談の年齢別の状況

年齢別の状況は表2（P.5）に示しているが、年齢区分では、乳幼児が493人で39.5%を占め、次いで小学生416人（低学年250人、高学年166人）、中学生166人、その他172人であり、低年齢児ほど保護者の児童養育に関わる負担感が大きいことがうかがえる。

(3) 対応状況

①養護相談の相談種別別受付件数は図5のとおりである。

児童の養育上不適切な家庭環境にある相談が306件で24.5%を占め、社会問題となっている「虐待（疑いを含む）」の通告や相談は811件と65.0%となっており、最も多い割合を占める。（虐待相談については第3章参照）

全体の傾向としては、児童が養育されている家庭環境を問題とする相談の背景は、低所得をベースに持ち、家庭不和による別居・離婚、ひとり親家庭やステップファミリーの増加、子育てへの精神的負担、核家族化による育児の孤立、保護者の精神疾患、アルコール・薬物への依存、DV（ドメスティックバイオレンス）など複雑・多様化し、子育ての基盤となる家庭機能の脆弱化がうかがえる。

図5 養護相談の相談種別件数

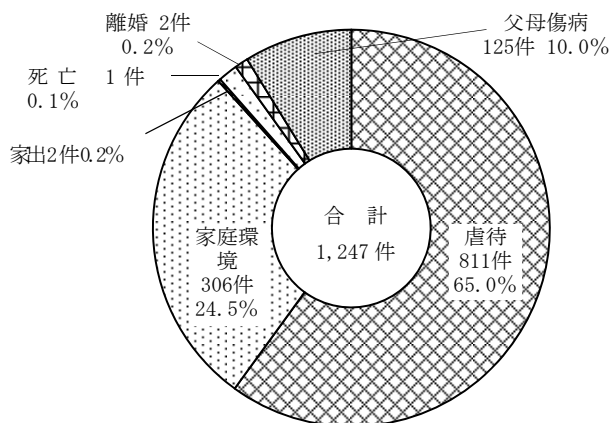
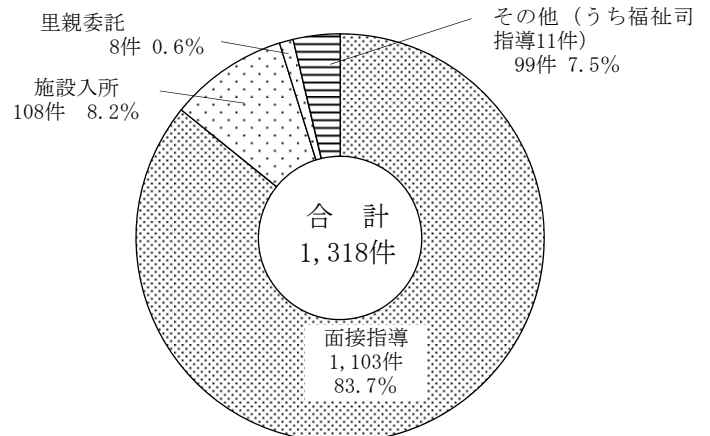


図6 養護相談対応件数（繰越含）



②相談の対応状況は図6及び表3のとおりである。

相談に対して、助言、情報提供等を行なう助言指導やこども家庭センターに通所させる継続指導のほか他機関を斡旋するなどの面接指導（措置によらない指導）が1,103件（83.7%）で最も多く、次いで児童福祉施設への措置が108件（8.2%）である。

表3 平成26年度養護相談の理由別対応件数の状況

	家 出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	傷 病 (入院を含む)	家 族 環 境		そ の 他	計
					虐 待	そ の 他		
児 童 福 祉 施 設 に 入 所	0	0	2	23	49	30	4	108
里 親 ・ 保 護 受 託 者 委 託	0	0	0	2	0	4	2	8
面 接 指 導	1	0	2	102	719	265	38	1127
そ の 他	0	0	0	0	74	1	0	75

3. 里 親 委 託

里親委託を推進するため、公益社団法人 家庭養護促進協会と連携し、啓蒙啓発、研修を行うとともに、平成21年度より神戸市里親委託等推進委員会を設置した。平成25年度より、市内乳児院に設置された里親支援専門相談員と協力し、委託にむけての交流中の支援、委託後の支援の充実に努めており、また平成26年度からは里親子の交流の場、「ひだまりタイム」を開催している。

平成21年以降の里親委託は59件、その間に23件の特別養子縁組が成立している。里親登録者数が増え、年少時期に里親委託できるようになってきている。(表4 表5参照)

表4 里親登録の状況 人数(世帯)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
当初登録者数	53(31)	61(35)	69(39)	105(58)	129(70)	147(78)	161(86)
養育里親	47(28)	39(24)	55(32)	91(51)	115(63)	139(74)	152(81)
(内)専門里親	6(6)	5(5)	6(6)	5(5)	3(3)	3(3)	4(4)
親族里親	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)	5(3)
養子里親	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	4(2)	4(2)

表5 里親委託の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
年度当初の委託児童数	23	25	23	25	37	41	
年度内の里親委託数	6	7	7	20	11	8	
解 除	養子縁組	1	4	1	5	4	8
	満年・自立		2	1			1
	家庭引き取り			1	2		1
	措置変更	3	3	2	1	3	2
	計	4	9	5	8	7	12
年度末の委託児童数	25	23	25	37	41	37	

表6 委託児童の年齢

	0～2	3～6	小1～3	小4～6	中学生	高校生	その他	計
児童数	5	6	9	4	4	6	3	37
構成比	14%	16%	24%	11%	11%	16%	8%	100%

第3章 虐待相談の業務

1. 虐待相談

虐待相談は、相談区分では養護相談の中に含まれている。平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された。「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童に対し、身体的虐待（児童の身体に外傷を生じさせる等）、性的虐待（児童にわいせつな行為の強要・教唆）、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待（心理的外傷を与える言動）の行為をすることと定義付けられている。平成16年10月には、児童虐待の定義の見直しの中で保護者以外の同居人による児童虐待を保護者が放置することも保護者によるネグレクトの類型として含まれること、児童の前でドメスティック・バイオレンスが行なわれることは児童に被害が間接的に及ぶとして心理的虐待に含まれることになった。平成20年4月には児童の安全確認等のための立入調査等の強化、児童との面会・通信等の制限の強化、また平成24年4月には親権停止制度の新設、施設長等の児童の監護措置に対して、親権者が不当に防げてはならない規定などの法改正が行われている。本市では、平成26年2月に兵庫県警と協定書を締結し、連携の強化を図った。

2. 相談の状況

(1) 相談件数

平成26年度の相談・通告件数は表7のとおり811件で前年度の589件より200件以上増加した。また、法施行後最高であった24年度の661件をも大きく上回った。平成22年度に600件を超えて以降、高水準を維持している状況である。虐待相談は全相談件数の12.0%、養護相談の65.0%を占めている。

平成14年3月に、各区、支所に子育て支援室が設置されたことにより、緊急度や重症度において比較的軽度と判断されたものについては、支援室が独自で調査・対応しており、重度と判断されたものについてはこども家庭センターへ通告・送致されるようになっている。平成24年度より「こども家庭支援室」に名称変更している。

(2) 相談の内容

被虐待児の年齢と虐待種類の状況は表7、相談経路別は図7、主な虐待者は図8のとおりである。

虐待類型では、心理的虐待が36.9%と最も多く、身体的虐待が31.6%、保護の怠慢・拒否が30.0%、性的虐待が1.6%となっている。年齢別では、小学生以下が77.6%を占め低年齢層での割合が高い。

相談経路では、近隣・知人からの通告が最も多く288件、次いで警察から186件、家族・親戚から126件、こども家庭支援室等から83件、学校等から45件、となっている。

表7 被虐待児の年齢と相談種別の状況

年 齢 類 型	0～3歳 児未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	合 計	(%)
身 体 的 虐 待	33	37	99	55	32	256	31.6
保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否	49	47	98	31	18	243	30.0
性 的 虐 待	0	4	1	2	6	13	1.6
心 理 的 虐 待	82	83	96	26	12	299	36.9
合 計	164	171	294	114	68	811	
(%)	20	21	36	14	8		100

図7 相談経路別

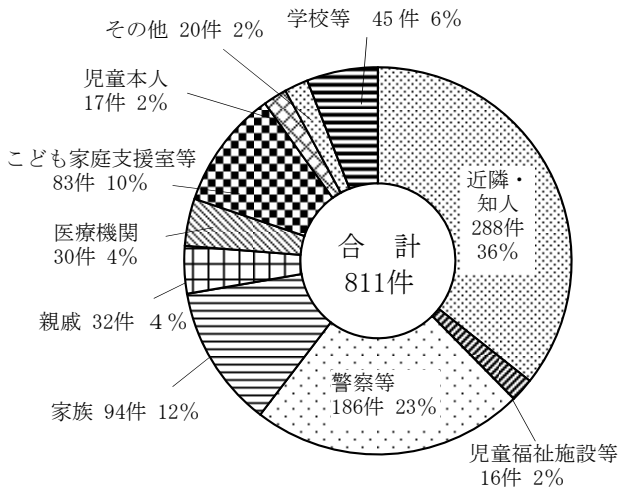
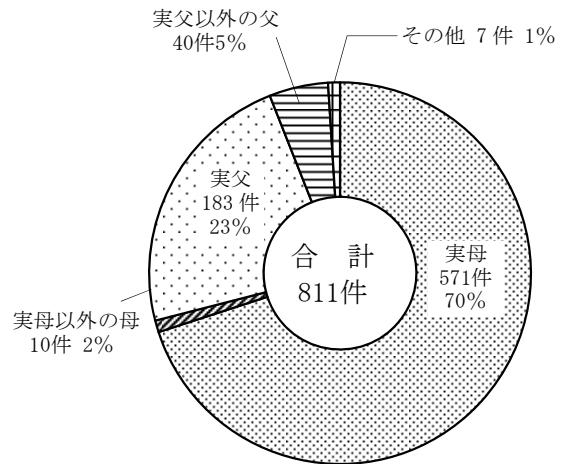


図8 主な虐待者



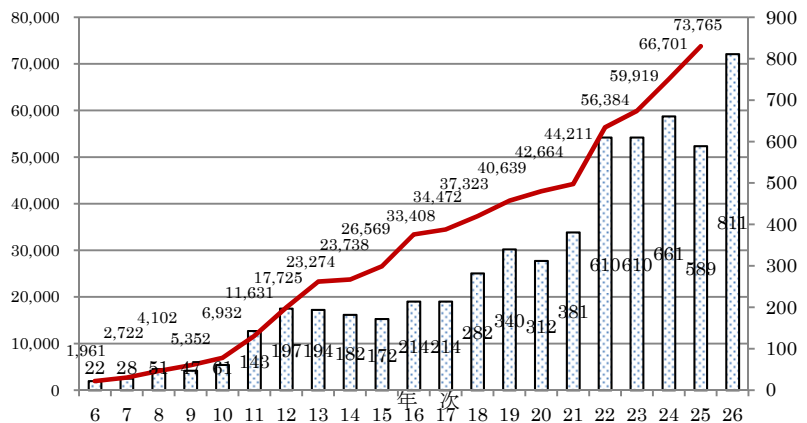
また、主な虐待者は、実父母が93%と前年度と同様大半を占めており、前年度と比較すると、とりわけ実父の割合が増加している。家族構成の複雑化や、核家族・少子化傾向が進む中、家族関係が単一的な状態となり、近隣との関係の希薄化と相まって、父母への育児への負担や不安がますます深刻化していることが考えられる。

表8 措置結果(児童福祉法第27条)の状況

児童養護施設	35	71%
乳児院	4	8%
児童自立支援施設	3	6%
情緒障害児短期治療施設	6	12%
知的障害児施設	1	2%
肢体不自由児施設	0	0%
里親委託	0	0%
合計	49	100%

図9のとおり相談件数の増加した平成11年度以降、問題の発生している家庭からではなく、近隣者や知人や学校・保育所など周辺から相談・通告が多く寄せられるようになった。これはマスコミ報道等により近隣者や知人が虐待について関心を深めたことや、児童に関わる学校教職員や保育士等の理解が深まったことが要因であり、平成22年度の急増は近隣・知人の通告(泣き声通告)と警察からの通告(DV相談の同伴児通告)の増加によるものと考えられる。この傾向は、全国的にも共通して見られる。

図9 年次別・相談・通告件数の推移
(棒グラフ：神戸市、折れ線グラフ：全国)



(3) 相談対応

相談対応の状況は図10のとおりである。相談に対して親子関係の調整や見直しの助言を行う助言指導、保護者と信頼関係が保たれた中でこども家庭センターに通所させる継続指導と、地域・関係機関の見守りによる継続(観察)指導、措置によりこども家庭センターや児童家庭支援センターに通所させる児童福祉司指導、家庭から施設に児童を入所させる入所施設措置(表8)、他の専門機関を斡旋する方法などで相談対応を行っている。

2. 各区こども家庭支援室との連携について

各区、支所に設置されたこども家庭支援室では、子育てについての相談や情報の提供、啓発事業のほか、虐待についての通報による対応も行なっている。

各区こども家庭支援室とこども家庭センターは、毎月1回定例会の会議を行い、情報交換の場を持ち、それぞれの対応や処遇の調整を行っている。両機関の連携は、今後ますます重要性が増してくると思われる。

3. 児童虐待防止サポート制度について

児童虐待に対し効果的・迅速に対応するため、兵庫県弁護士会所属の3名の弁護士と共に、法的判断を要するケースについても検討会を毎月3回開催しているとともに、個別検討を随時行っている。

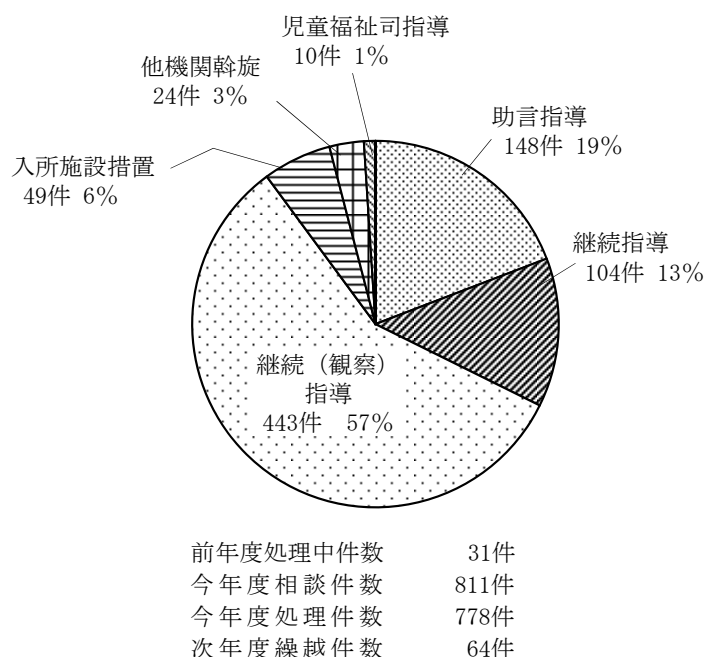
平成26年度は72回実施し、のべ883ケースについて協議した。

4. 保護者カウンセリングの実施について

虐待者である保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、また育児方法の改善により、虐待の防止や家族の再統合を図るため、保護者へのカウンセリングを実施している。カウンセリングはA、Bの2コースを設け、Aコースについては、中程度の虐待状況のケースに対し2大学及び大学院の学識経験者を中心に、Bコースについては、重度の虐待状況のケースに対して臨床心理士等を中心に実施する。

平成26年度は、Aコースは実績なし、Bコースは8ケースのべ40回実施した。

図10 対応結果



第4章 障害相談の業務

1. 障害相談

障害相談は、心身に障害のある児童の療育相談及び、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談に応じている。

2. 相談の状況

(1) 相談件数

こども家庭センターにおける障害相談件数の割合は、平成26年度の全相談件数の70.0%を占め、4,747件となっている。

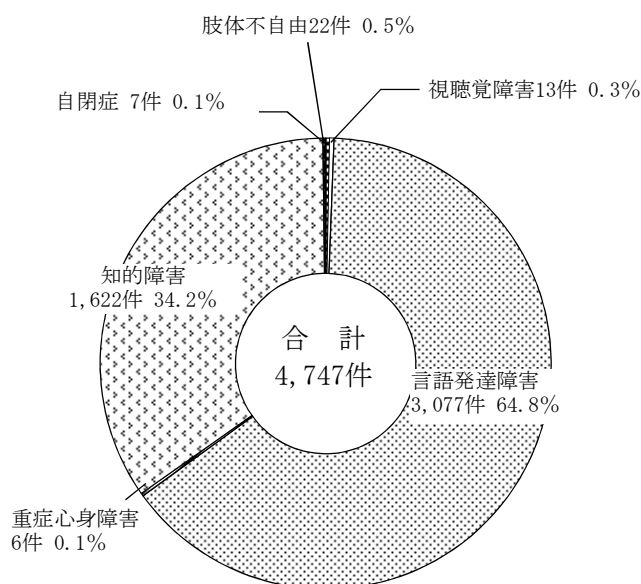
このうち、こども家庭センターで行っている18歳未満の児童の療育手帳発行の判定、相談件数が1,507件で、31.7%を占め、更に1歳半・3歳の乳幼児健診等による精密検査の相談件数は463件で、9.8%を占めている。

なお、神戸市では、身体障害児の相談判定業務は、神戸市総合療育センターが分担するという独自の体制をとっている。

平成26年度の障害別相談受理の割合は図11のとおりであり、障害別相談件数の推移は表9のとおりである。

乳幼児健診の充実および総合療育センターの設置により早期発見体制が確立され、発達障害（広汎性発達障害・注意欠陥多動性障害・学習障害等）を含め、障害相談件数は増加の一途にある。

図11 障害別相談件数



(2) 相談の内容

こども家庭センターが受ける相談の主な内容は、療育・進路・施設入所等に関することである。障害児を対象とする各種の福祉サービスの相談窓口は区保健福祉部である。区保健福祉部は療育手帳交付、すこやか保育（障害児保育）認定、自立支援給付決定に関する判定・指導の依頼を受け付けている。

表9 障害別相談件数の推移

(単位：件)

種別 年度	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	計
22	31	8	1,982	26	1,215	9	3,271
23	25	3	2,166	16	1,335	3	3,548
24	11	5	2,345	15	1,284	1	3,661
25	11	11	2,549	10	1,366	6	3,953
26	22	13	3,077	6	1,622	7	4,747

従って福祉事務所等から受ける相談件数2,837件（図3）のうち、障害相談は2,299件（図12療育手帳+すこやか保育+自立支援給付）で全体の77.1%を占める。

また、各区保健福祉部では1歳半及び3歳児乳幼児健康診査が行なわれているが、スクリーニングされた児童の精神発達面での精密検査はこども家庭センターが担っており、その件数は合わせて221件（図12）である。

その他、病院、教育関係機関、保育所等の児童福祉施設などを經由して相談を受ける件数も少なくない。更に、保育所で行なわれているすこやか保育の巡回指導において個別の相談に応じるなど、関係機関との緊密な連携により、きめ細かな相談の対応を図っている。

なお、すこやか保育は昭和53年度に制度が発足し、平成27年4月1日現在180か所で、578人の児童が対象となっており、年々増加している。子育て支援部職員とこども家庭センターの児童福祉司・児童心理司が合同で52カ所の保育所（園）へ巡回し、療育について指導などのアフターケアを行なっている。

平成24年4月1日の児童福祉法の改正により、障害児に対する通所サービスが「障害児通所支援」として一元化された。障害児通所支援のうち、神戸市では「児童発達支援」（40事業所）、「医療型児童発達支援」（2事業所）、「放課後等デイサービス」（95事業所）、「保育所等訪問支援」（1事業所）が実施されている（平成27年4月1日現在）。今後も障害児通所支援事業所の増加が見込まれている。

図 12 「助言・指導」件数

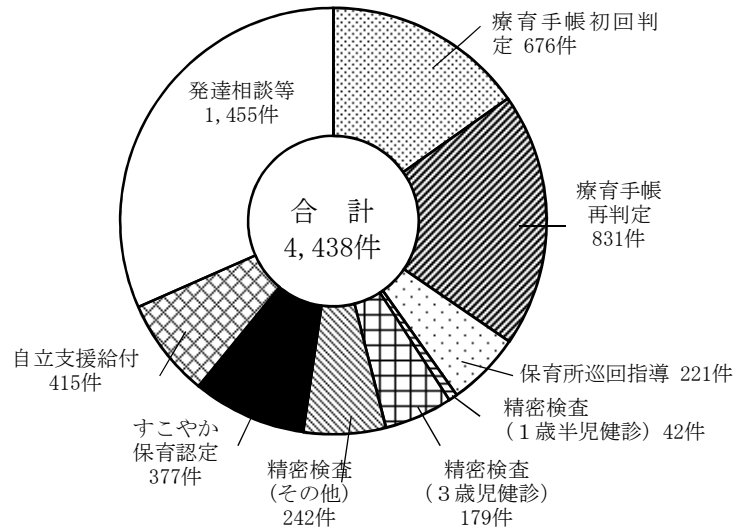
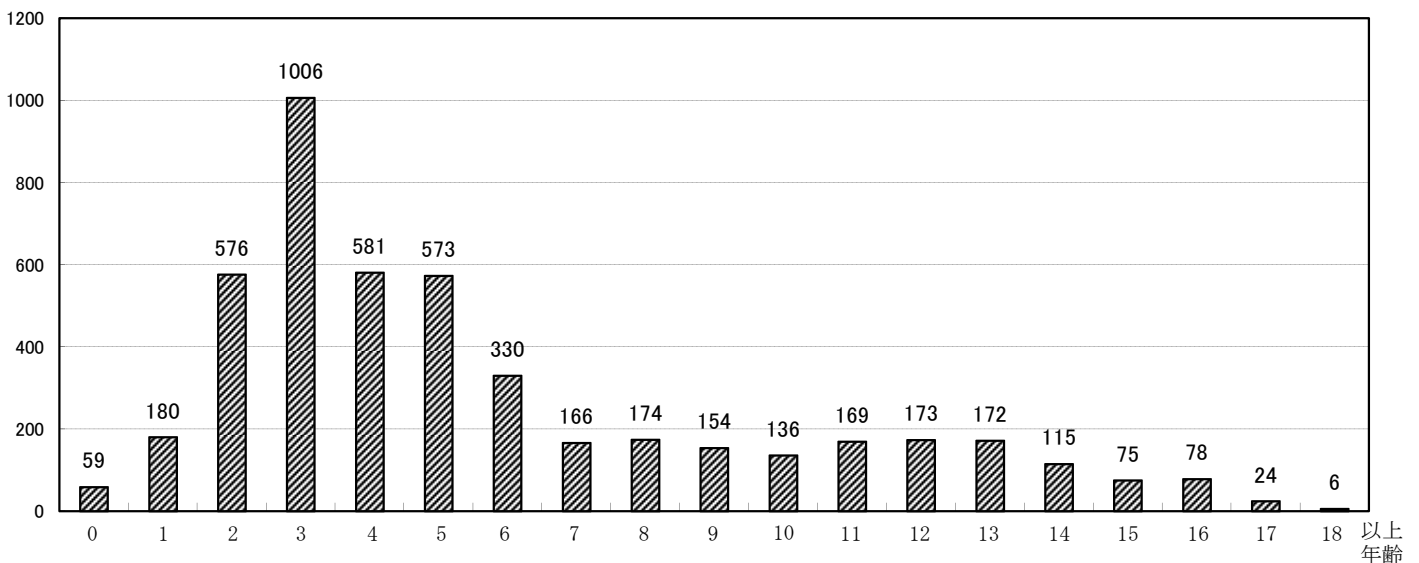


図 13 年齢別障害相談の状況



(3) 年齢別の状況

年齢別の相談状況（図13）について見ると、障害が発見されやすい乳幼児期に最も多い。乳幼児期（0～5歳）の相談は、ここ数年、障害相談件数の過半数を占め、平成26年度も62.7%となっている。これは、各区保健福祉部での1歳半・3歳児健診が定着し、発達チェック体制が確立したことのほか、保護者が児童の発達の遅れに不安を抱き、相談につながる場合が多い。

こども家庭センターでは乳幼児期の相談について各区保健福祉部、医療機関、障害児通所支援事業所、保育所、総合療育センター、「きこえとことばの教室」等の関係機関との連携を保ち、児童の就学に至るまでの療育を保障するとともに、常にアフターケアを行なっている。

また、こども家庭センターと総合児童センターとの協同事業である「在宅障害幼児親子訓練事業」（「乳幼児親子教室」と称する）も、障害児通所支援事業所・幼稚園・保育所などへの入園前の早期療育システムと位置づけ、一貫した療育指導に努めている。

具体的には、おおむね2～3歳の言葉や発達の遅れのある幼児を対象に、17名程度を1グループとして週1回集団療育を行ない、親子ともに健やかに日常生活を送れるように、主にリズム遊びや集団遊びを通して、障害児の発達を促進し、かつ保護者が育児不安などを解消できるよう援助している。現在3グループを組織し、実施している。

また、幼児期から学童期への連続した支援も重要であり、就学前フォローによる助言指導はじめ、各学校、通級指導教室や学びの支援センターとの連携にも努めている。

(4) 相談対応の状況

相談の対応の内訳を見ると、「助言・指導」が4,438件で最も多く、「継続指導」50件、「施設措置」3件、「その他」41件となっている。

「助言・指導」の内容（図12）としては療育手帳判定（初回：676件、再判定：831件）、保育所の巡回指導での助言（221件）、区保健福祉部の健診の場での助言（1歳半児健診：42件、3歳児健診：179件、その他：242件）、すこやか保育の認定（377件）、自立支援給付決定に関する意見書交付（415件）、などとなっている。

療育手帳判定は、重度障害者医療費助成の改正の影響により、平成16年度から平成17年度は激増（780件→965件）したが、その後も1,000を超える件数で推移している（平成26年度1,507件）。発達に障害のある児童に対するサービスにつなげるため療育手帳を取得しようとする動きも多くなってきていることも増加の一因と考えられる。

障害児施設への入所・通所は原則契約となるが、児童虐待や保護者が行方不明等の場合には措置を行っている。平成27年4月1日現在、障害児施設における措置の件数は31件である。

なお、こども家庭センターの相談の7割を占め、しかも年々増加を続ける障害相談に対して相談・判定業務体制を強化するため、平成26年4月から「障害児相談・判定専任チーム（以下、専任チームとする）」を設置している。専任チームは主に「0、1、2歳児の障害相談」「すこやか保育の判定」「療育手帳の判定（一部）」を行なっている。また、こども家庭センターの他に市内5か所（区役所・心障センター）へ出張して、相談・判定を行なっている。その他に、9月からは、すこやか保育対象児が在籍している保育所（園）への「巡回指導」も行なっている。

(5) 総合療育センター・心身障害福祉センターとの連携

神戸市では、昭和52年7月に心身障害福祉センターが開設され、身体障害児に関する相談・判定業

務を担当していたが、平成11年4月の総合療育センター開設により、従来心身障害福祉センターでおこなわれていた障害児へのサービス業務は同センターに引き継がれた。更に、障害児に対する専門的
外来診療、理学療法、作業療法、言語訓練の外来訓練システム、障害種別によるグループ指導などが
新たな機能として加えられ、障害の早期発見・早期治療にむけての体制が、よりいっそう充実した。

なお、心身障害福祉センター内には難聴児を対象とした児童発達支援事業および肢体不自由児を対
象とした医療型児童発達支援事業が運営されており、総合療育センター、こども家庭センターと連携
をとりながら障害児の支援にあたっている。

第5章 非行相談の業務

1. 非行相談

非行相談では、ぐ犯行為や触法行為などのあった児童の相談に応じている。

ぐ犯とは、以下に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある状態のことである。

- ・ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
- ・ 正当な理由がなく家庭に寄り附かないこと
- ・ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること
- ・ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

ぐ犯相談では、家出・乱暴・性的逸脱などの問題行動のある児童や、触法行為があつたと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談を行っている。

触法相談では、触法行為（14歳未満の児童の刑罰法令に触れる行為）により警察署から法第25条による通告のあった児童や、犯罪行為により家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談を行っている。

2. 相談の状況

(1) 相談件数

平成26年度の相談受付件数は、ぐ犯140件・触法217件、合計357件と前年比16.4%の減少となっている。全相談受付件数に占める警察通告の割合は、近年減少傾向にあつたが、昨年に続き68.3%と増加傾向が続いている。警察通告の比率が高い背景には、近年、児童虐待対応において警察と児童相談所の連携が強化されたことや、警察が少年警察活動を積極的に実施する中で、触法行為だけでなく、ぐ犯行為や要保護児童を認知する機会が増えたものと考えられる。但し、警察通告の場合は、保護者に問題意識が乏しく、継続通所に至らない事例もある。

警察からの通告以外の経路は、保護者からの任意相談が大半となっている。

表10 ぐ犯・触法相談種別と通告件数の推移

(単位：件)

	相談受付件数			通告の状況	
	相談種別		合計 (A)	警察通告 (B)	左の割合 B/A (%)
	ぐ犯相談	触法相談			
22	130	155	285	184	64.6
23	171	171	342	218	63.7
24	183	247	430	276	64.2
25	175	252	427	291	68.1
26	140	217	357	244	68.3

(2) 相談の内容

触法通告としては、万引は減少したものの、バイク、自転車等の窃盗が引続き高い割合を占めており、占有離脱物横領を含めたいわゆる初発型非行の割合は46.2%になっている。

警察からの送致事件となるいわゆる「重大触法事件」（故意の犯罪行為による被害者死亡事件・短期2年以上の懲役若しくは禁固に該当する事件）については、平成26年度は非現住建造物放火2件、強姦未遂1件、電汽車危険往来1件の合計4件の該当事例があった。

児童の問題行動の背景には、経済的困窮や離婚等の養育環境上の要因や児童自身の被虐待経験、知的もしくは発達障害等の要因があげられる。

親子が抱える困難状況から家族員相互の関係が形成されず、家族内で問題解決を図ることができない世帯が多く、加えて近親者や近隣住民との関係も希薄なため協力を得られず、孤立している場合が多い。

非行相談の傾向としては、以下の点が挙げられる。

① 非行の一般化

特定の児童に限った問題ではなく、ごく普通に家庭、学校生活を送っている児童についても、万引や無断外泊などの触法、ぐ犯事件を起こすなど、問題行動の裾野が広がる傾向にある。また、これまで家庭や学校内の指導でとどまっていた小学校低学年の事案に警察や当所が初期の段階から介入することを求められる例もある。

② 交友関係の拡大、スピード化

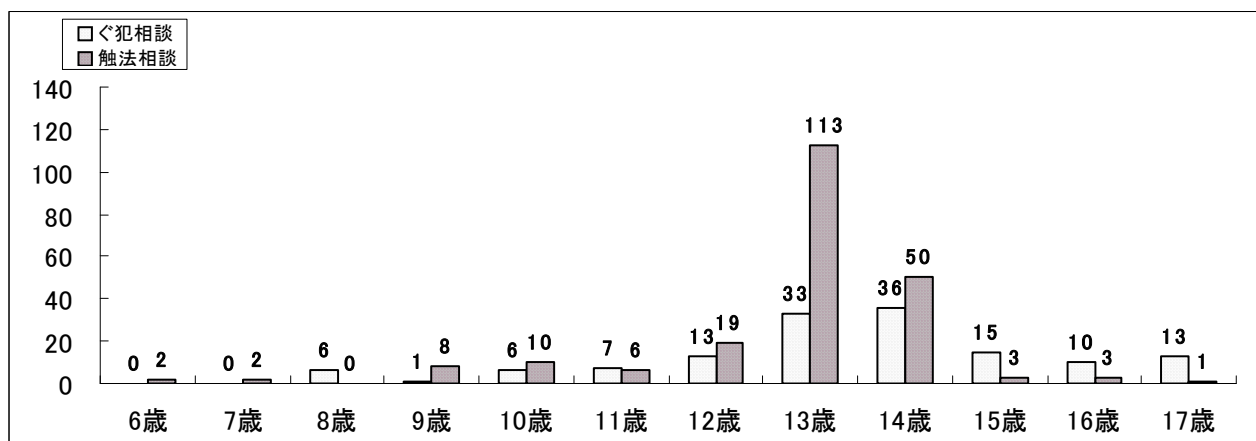
携帯電話やスマートフォン等の普及により、従来近隣、校区内にとどまっていた交友関係が広域化し、さらに、成人を含めた年齢差のある者と行動を共にする傾向が顕著となっており、保護者や学校が把握することが困難な状況になっている。そのため、家出をした場合、長期化するだけでなく、行動範囲が広がったことにより居場所の特定が遅れ、発見しにくい状況の中、不適切な異性交遊や触法行為などを繰り返し、ぐ犯性を高めている。加えて、福祉犯罪の被害者となる場合もあり、特に女子児童のぐ犯行為は、重大な結果をもたらす可能性がある。

③ インターネットの普及

インターネットの普及により、誹謗・中傷等の書き込みからのトラブル、また、有害なサイトを見ることにより不適切な情報を得て、自己を投影し、空想と現実を混同してしまうことにより、道徳的判断が欠落し、実際に社会的逸脱行為等におよんでしまう傾向が見られる。

(3) 年齢別の状況

図 14 年齢別ぐ犯・触法相談の状況



年齢別の状況は図14の通りであるが、中学年齢の13歳から15歳までの相談が250件と、総相談件数の70%を占めている。

ぐ犯相談は14歳、触法相談は13歳が頂点となっており、思春期になり不安定さが増す状況を反映している。警察からの通告による触法相談は13歳、14歳（触法行為時：13歳、通告時：14歳）が中心となっているが、14歳以上の児童については犯罪事件として家庭裁判所に送致されるためである。

(4) 相談対応の内容

非行相談に対し、こども家庭センターが行なう具体的な対応には以下のものがある。

- ① 一過性の非行で比較的簡単な助言指導を行なう。（助言指導）
- ② 主たる非行は改善されたが、学校生活や交遊関係などに不安定要素があり、継続的な観察や通所による面接等を行なう。（継続指導）
- ③ 触法行為をしたが一過性のもので、家庭や学校の指導で再発を防止できると判断する事例などは、児童及び保護者に訓戒し、再び問題行為を繰り返さないことを誓約させる。
（児童福祉法第27条第1項第1号措置「訓戒・誓約」）
- ④ 日常生活に乱れがあるなど、家庭内の葛藤が原因で非行を再発すると判断した場合は定期的にこども家庭センターに通所させて児童福祉司、児童心理司が指導する。児童や保護者との面接をもとに家族関係の調整や児童へのカウンセリングを行い、更に学校と連携して交遊関係や学校生活の安定を図る。
（児童福祉法第27条第1項第2号措置「児童福祉司指導」）
- ⑤ 在宅での通所指導では親子関係の調整が困難であり、非行性が高く問題行動を繰り返すおそれがある事例は児童福祉施設（児童自立支援施設、児童養護施設等）への入所措置を行う。
（児童福祉法第27条第1項第3号措置「児童福祉施設入所」）
- ⑥ 非行内容の重大性や児童・保護者の非協力的な姿勢など、福祉的な措置では指導が困難であり、審判に附すべきと判断した場合、家庭裁判所に送致する。
（児童福祉法第27条第1項第4号措置「家庭裁判所送致」）

平成26年度の対応状況は表11のとおりである。

相談に対して、生活習慣の改善や家庭基盤の修復等を児童福祉司が通所や訪問などで指導を行いながら親子関係の見直しや調整等を行う助言、継続指導等の面接指導（措置によらない指導）が254件と最も多く、全体の71.1%を占めている。

措置による訓戒・誓約や児童福祉司指導の件数は少ないが、家庭から分離を行い、児童を処遇する児童福祉施設（児童自立支援施設・児童養護施設等）への入所措置の件数は13件（3.6%）、家庭裁判所へ送致した事例は9件（2.5%）となっている。

表11 ぐ犯・触法等相談種別対応件数の状況

(単位：件)

処理別 内容別	助言・ 継続指導	訓戒・ 誓約 (1号)	児童福祉 司の指導 (2号)	児童福祉 施設入所 (3号)	家庭裁判 所送致 (4号)	その他	処理中	合計
ぐ犯相談	111	1	0	6	2	4	16	140
触法相談	143	5	2	7	7	2	51	217
合計	254	6	2	13	9	6	67	357

第6章 育成相談の業務

1. 育成相談

育成相談は、児童の性格、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等に問題がある児童についての相談に応じている。

2. 相談の状況

1) 相談件数

平成26年度の相談件数は表12のとおり430件で、全相談件数の6.3%を占めている。

(2) 相談の内容

相談の種別では、性格・行動の相談が296件、不登校の相談が129件で、合わせて育成相談全体の98.8%を占めている。(表12)

性格・行動の相談内容の多くは、児童の人格上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、生活習慣の著しい逸脱等である。

また子育てする中で、児童の示す問題症状(チック、夜尿、吃音等)についての相談も少なくない。

加えて、親子関係の不調から暴れる、暴言を吐く等家庭内暴力に関する相談も多い。

不登校の問題は、平成9年度から教育委員会が総合教育センターに相談部門を統合し、不登校相談を始めたことやスクールカウンセラー等の不登校に関する相談体制の充実により、こども家庭センターへの相談件数は一時減少の傾向を示していた。しかし、こども家庭センターにおける不登校の相談内容の多くは、学校内でのいじめや人間関係のつまずきのため学校に行きたくないという児童の問題だけではなく、家庭内での様々な出来事から派生する問題としての不登校についてのものであり、家庭をとりまく状況の複雑化を反映してか再び不登校相談が増加してきた。

近年は不登校と同時に家庭内暴力・反抗等、他の問題行動が重複して発現していたり、不登校の要因として明らかに虐待が疑われたりする場合、不登校の状態を認めながら対応に緊急性を要する他の相談内容を主訴として受け付けることも多い。

平成19年度より、不登校・家庭内暴力に関しては養育支援2係で、他の性格・行動等の相談については養育支援1係で対応してきたが、平成22年度に育成相談係が設置され、全ての育成相談に対応する体制が整った。その結果、早急なケースへの対応や適切なタイミングでの方針決定が可能となった。

(3) 年齢別の状況

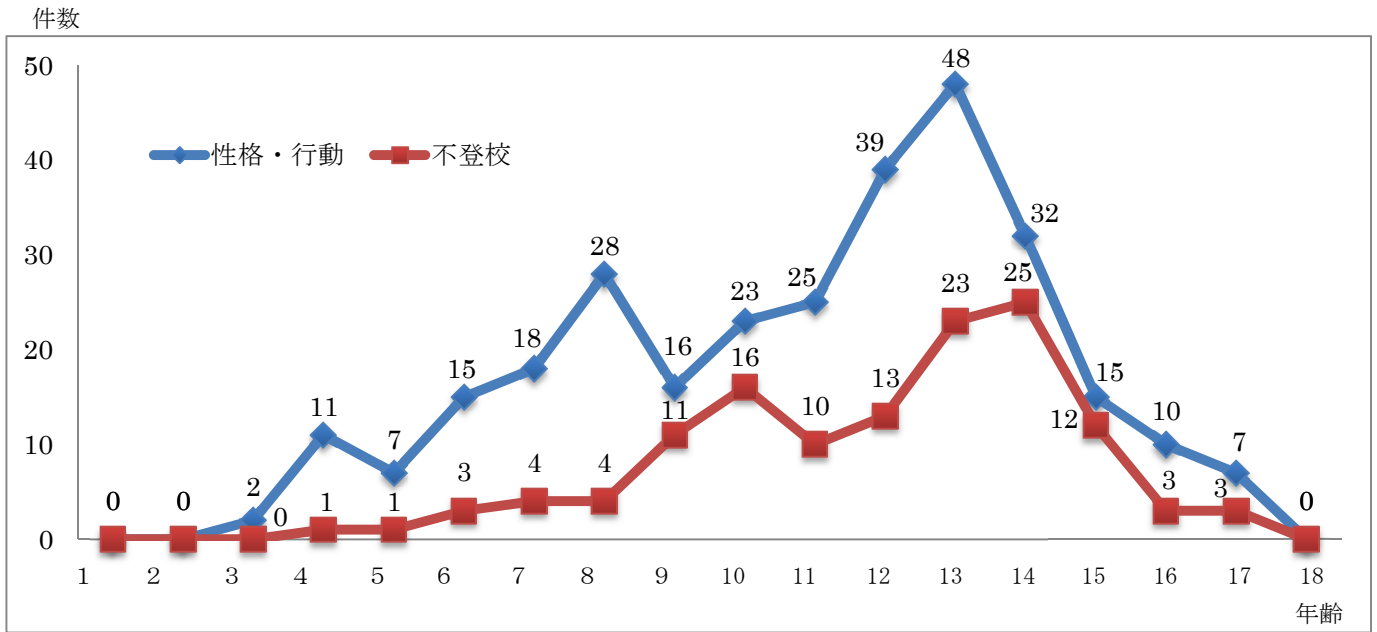
性格・行動と不登校についての相談の年齢別の状況は図15のとおりである。

乳幼児(0～5歳)期は、育成相談受付件数の5.3%を占め、6～8歳は17.2%、9～11歳は24.0%である。また12～14歳は41.9%と最も多くなっている。

表12 育成相談件数の推移 (単位:件)

種別 年度	相談件数					不登校の割合 A/B (%)
	性格・行動	不登校(A)	適性	しつけ	総件数(B)	
22	196	108	1	7	312	34.6
23	229	123	2	12	366	33.6
24	246	87	4	3	339	25.7
25	269	110	0	0	379	29.0
26	296	129	0	5	430	30.0

図15 年齢別相談受付件数の状況



相談種別で見ると、各年齢層にわたり問題を抱えていることがわかる。
また、不登校では12～14歳の中学生年齢に集中しているのが特徴である。

(4) 相談対応の状況

育成相談に対応していく過程において、児童の問題の背後にある様々な問題が見え隠れすることも多い。問題の中身は児童自身の発達の問題や家族間の葛藤、家庭を取り巻く関係機関との不調和など多岐にわたる。

平成26年度の相談対応件数は377件（P. 42 資料1-(3)）である。その内訳をみると「助言・指導」が206件、「継続指導」が150件、「児童福祉施設入所・通所」が10件となっている。

このうち「継続指導」の多くは親子通所により児童のカウンセリングや保護者との面接等を行っている。さらに、児童や保護者の状態、通所の目的等に応じて児童家庭支援センターへの指導を委託するケースもみられる。また「児童福祉施設入所」となるケースにおいては、家庭基盤が脆弱化する一方で、児童の行動に対して家族が対応に苦慮している事がうかがえる。

第7章 判定の業務

1. 判定指導

判定指導係は、児童福祉法第11条に基づき「児童及びその家庭につき、医学的、心理学的及び精神保健上の判定と指導を行う」という役割を担い、精神科医と児童心理司の2職種で構成している。

具体的な判定指導係の業務は、精神医学や臨床心理学の知識・技術を用いて、医学的な見地から問診、診察、検査等による医学診断と面接、観察、心理検査等による心理診断を行い、児童の援助（治療を含む）の内容、方針を定める役割を担っている。

2. 心理学的診断

平成26年度の心理診断件数は2,951件であった。

相談種別ごとに心理診断した件数（図16）をみると、障害相談関係が2,251件で最も多く、以下育成相談、養護相談、非行相談の順となっている。

障害相談は、主に発達に関する心理診断を行っており、心理診断結果をもとに、その後の児童への関わり方や進路についての助言を行っている。なお、26年度から「障害児相談・判定専任チーム（以下、専任チームとする）」を立ち上げ、年々増加している相談の中で、図17のように「療育手帳」や「すこやか保育」などを中心とした障害相談への対応を行い、553件の判定を行った。

養護相談は、主に児童福祉施設への入所措置や里親への委託にあたっての児童の援助指針を立てるために心理診断を行い、措置した後のフォローアップ等も含まれる。また、近年特に、虐待相談件数の増加も著しく、職権一時保護の件数等も増えてきており、一時保護後、なるべく早期に心理診断を行い、方針決定に役立てるようにしている。

さらに、施設入所中の思春期を迎えた中・高校生に対してや、施設入所中に問題行動を起こした児童に対する指針が求められることも多い。中・高校生に対する指針としては、毎年、児童養護施設に入所している中学2年生を対象に、個別に心理検査を実施し、児童の生活指導や進路決定の際の援助に役立てるようにしている。問題行動を起こした児童に対する指針としては、必要に応じて心理検査を実施し、その結果をもとに、例えばケースカンファレンスを行うなどして施設と連携し、その後の生活指導や通所指導などの支援に役立てるようにしている。

虐待を含む養護相談だけでなく、不登校、家庭内暴力、神経性習癖などの育成相談や、ぐ犯、触法などの非行相談も、心理診断だけではなく、その後の治療・指導にも重点を置いている。

また、児童本人の心理的な動きを理解することだけではなく、家族システムの再構築などの観点から

図16 心理診断件数

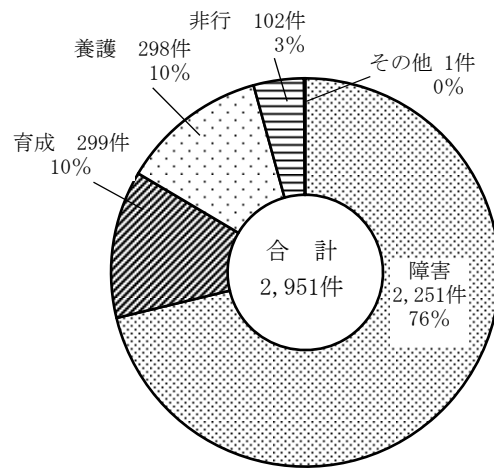
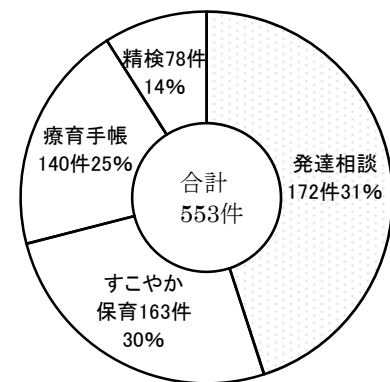


図17 専任チームの心理診断件数内訳



問題をとらえ直すことも行っている。さらに、障害、育成、非行、養護と相談種別を明確に区別できないケースが増えており、障害相談においても、これらの視点が求められている。

心理診断指導は、発達検査または知能検査、人格検査その他検査、面接、行動観察を通して行っている（表13-1）。

表13-1 平成26年度 心理診断指導件数の状況

(単位：件)

心理診断指導	11,815
＊発達検査（新版K式・津守式等）	3,029
＊知能検査（WISC-Ⅲ等）	490
＊人格検査（ロールシャッハ・P-Fスタディ・SCTなど）	1,523
＊その他の検査（ベンダーゲシュタルト・ITPA・K-ABC等）	122
＊面接・観察・指導（関係者の面接・指導等を含む）	6,651

図18 精神科診察件数

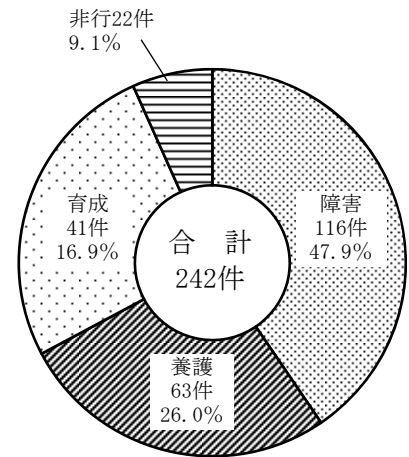


表13-2 平成26年度 医学的診断指導件数の状況

(単位：件)

医学的診断指導（外部医療機関での診察、検査を含む）	1,025
＊精神科診察	245
＊小児科診察（一時保護児童の定期検診を含む）	536
＊外部医療機関での診察	186
＊脳波検査、MRI、レントゲン等検査	58

3. 医学的診断

医学的検査は、小児科（主に一時保護中の児童が対象）、精神科の診察を中心に行っている。

最近では、障害相談、養護相談を中心に、精神科的立場からの診察・検査が必要なケースも多く、必要に応じて専門医による診察の紹介を行っている（図18）。なお医学的診断指導のために実施した診察、検査は表13-2のとおりである。

また、精神科医師は、医学的立場からスーパーバイザーとして児童心理司や児童福祉司に助言指導する役割も果たしている。心理診断及び精神医学的診断件数の推移は、表14のとおりである。

表14 心理診断及び精神医学的診断件数の推移

種別	養護相談		障害相談		非行相談		育成相談		その他		合計		計
	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	
22	286	52	2031	87	76	18	203	32	6	0	2602	189	2791
23	298	62	2127	104	71	20	185	43	1	0	2682	229	2911
24	285	59	2333	122	83	17	172	31	1	0	2874	229	3103
25	256	47	2125	73	115	12	233	48	1	0	2730	180	2910
26	298	63	2804	116	102	22	299	41	1	0	3504	242	3746

4. 通所による指導・治療

調査・判定の結果、継続して指導や治療が必要であると判断されたケースには、定期的な通所により、指導や治療を行っている。

治療技法は、遊戯療法、箱庭療法、行動療法、カウンセリング等で、それらを組み合わせて行っている。

平成26年度に行った通所治療件数は表15のとおりであり、全合計には総合児童センターとの協同事業である「発達クリニック」に通所したものも含まれている。その内、児童心理司が担当した件数は620件、延べ治療回数は3,686回であった。

なお、通所治療においては、主に児童心理司が児童を、児童福祉司が保護者・関係者を担当しているが、ケースによっては、両者の役割を入れ替えたり、一緒に家族の治療に当たったり、柔軟に対応している。

平成26年度に児童心理司・精神科医が関わった個別治療を主とした通所ケース（発達クリニック部門を除く）の状況は、図19～21に示している。通所治療件数は688件で、年代別になると中学生が4割程度を占めている。相談種別では虐待ケース、育成ケース（不登校を含む）が多い。治療技法別ではカウンセリングが6割余りと最も多いが、この中にはゲームをしたり、手芸やプラモデルを作ったりしながらカウンセリングをするケースもかなりある。これは言語で意思を表現することが苦手な児童を対象とすることが多いので、一緒に遊ぶなかで関係を築き、治療を行っていくことが必要となるためである。

通所回数は児童の状態により、毎週、隔週、月1回また不定期とさまざまである。通所期間も、数回で終了するものからケースによっては数年に及ぶものまでである。

その多くは在宅のままで治療に通うこととしているが、改善がはかれない場合は、一時保護所で短期治療をしたり、長期的な治療を要する場合は、児童福祉施設を利用することがある。

また、最近の傾向として、虐待、非行、不登校等と明確に区別できないケースが増えていること、比較的長期にわたり治療をしなければならないケースが多くなっていることが特徴としてあげられる。

なお、児童心理司による個別治療を主とした相談種別通所ケースの推移は表16に示した通りである。特に虐待や育成相談では、かなり件数が増加してきている。

表15 通所治療件数の状況

担当 対象	精神科医 ①	児童心理司		合計 (①+ ②)	全合計
		通所治療 ②	発達 クリニック		
児 童	62 (66)	594 (2,806)	249 (1,827)	656 (2,872)	905 (4,699)
保護者 その他	6 (6)	26 (880)	83 (675)	32 (886)	115 (1,561)
合 計	68 (72)	620 (3,686)	332 (2,502)	688 (3,758)	1,020 (6,260)

実件数、()内は延べ治療回数

図19 年代別通所治療件数

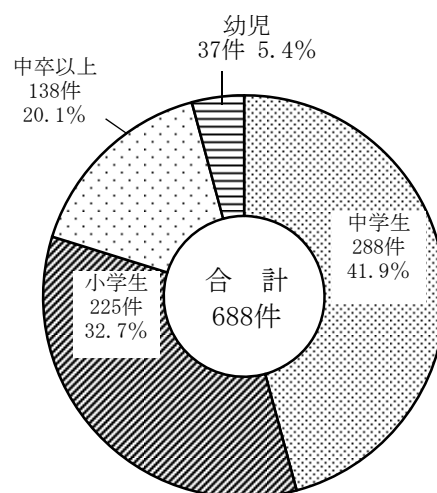


図20 相談種別通所治療件数

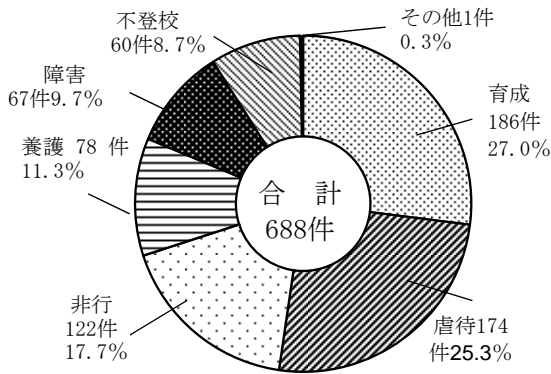


表16 児童心理司による相談種別通所治療件数の推移

種別 年度	養護	虐待	障害	非行	育成	その他	合計
22	46	117	16	89	198	0	466
23	39	135	16	71	170	0	431
24	49	156	29	85	166	1	486
25	51	131	32	101	167	0	482
26	67	156	53	118	226	0	620

図21 治療技法別通所治療件数

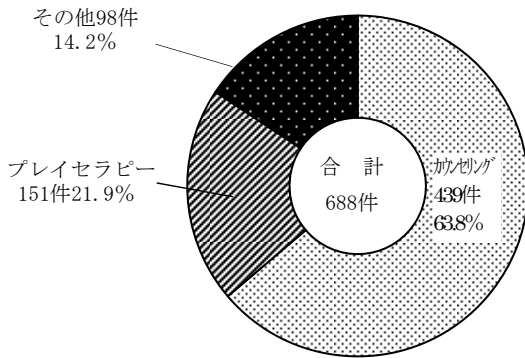


表17 療育手帳に係る判定件数の推移

(単位:件)

種別 年度	判定件数	
	新規	再判定
22	432	681
23	418	768
24	531	675
25	557	704
26	640	820

5. 制度や事業に基づく判定業務

障害相談関係では、一般的な相談の他に、療育手帳（表17）、すこやか保育（表18）、乳幼児健診（表19）等にかかわる判定を行っている。

療育手帳は早い場合は1歳程度から申請があり、その後2年から5年毎に再判定を行っている。（18歳以上は障害者更生相談所）療育手帳の申請が年々増加していることから、平成20年度より2大学（関西学院大学・親和女子大学）に対して、療育手帳更新時の発達検査業務の委託を行っている。「発達検査チーム」という名称で当センターにて年間計550件の面接・発達検査を行っている。

すこやか保育は、保育所（園）の増加とともに年々判定依頼も増えている。障害別では知的発達遅滞が最も多い。

乳幼児健診では、平成8年度頃から、各区のスクリーニング体制の充実のもとに精密検査の件数も増えている。

これらの児童に対しては、適宜フォローアップを行い、児童の状況に応じて、発達クリニック（P.31第9章）や通園施設につないだり、また、「きこえとことばの教室」や「そだちとこころの教室」などの紹介を行っている。

すこやか保育対象児がいる保育所に対して巡回指導を行っており、9月からはその巡回を専任チームで行なっている。

表18 すこやか保育に係る判定の状況 (単位：件)

種別 方針	知的 障害 害	情緒 障害 害	肢 体 不 自 由	視 力 障 害	聴 力 障 害	身 体 虚 弱	その 他 の 発 達 障 害	正 常	合 計
対 象	224	7	8	0	2	7	92	0	340
非 対 象	11	0	0	1	0	0	9	30	51
合 計	235	7	8	1	2	7	101	30	391

表19 乳幼児健診の状況

(単位：件)

種別 年齢	1歳半	3歳	その他	合 計
肢 体 不 自 由	—	—	—	—
視 聴 覚 言 語	42	179	242	463
知 的 障 害	—	—	—	—
自 閉 症	—	—	—	—
性 向	—	—	—	—
し つ け	—	—	—	—
計	42	179	242	463

第8章 一時保護所の業務

1. 一時保護

一時保護係は、児童福祉法第33条の規程に基づきこども家庭センター所長が必要と認めた場合に、児童を一時保護する役割を担い、24時間・365日体制で業務を行い、児童養護施設に準じた運営を行っている。

ここでは、児童指導員・保育士・看護師・栄養士・調理師・児童心理司・学習指導員などの職員が、緊急保護、行動観察、短期治療等を必要とするために入所した児童に生活指導、学習指導、健康管理等を行っている。

2. 一時保護の状況

平成26年度に一時保護した児童の状況は表20のとおりである。

実人員は313人となっており昨年度を大幅に上回る状況であった。また、一定数の児童は再入所である。

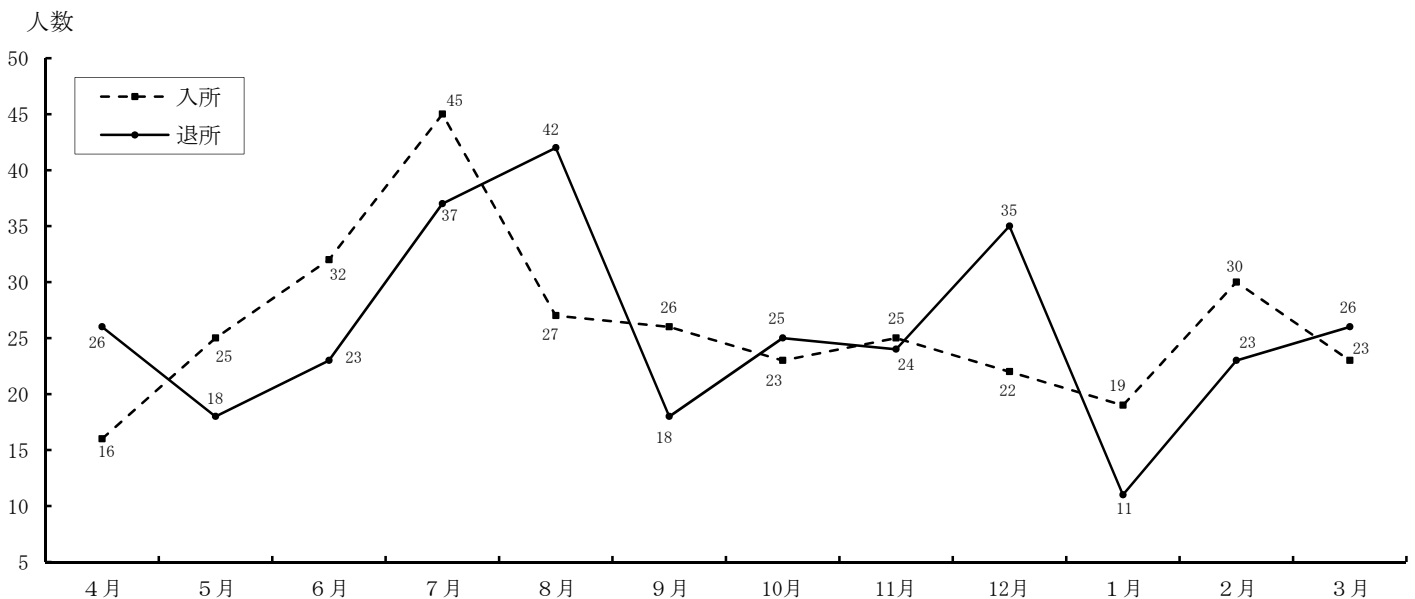
平均保護日数は、29.5日で、一時保護している間に、児童の精神的な安定を図るとともに、家庭環境等の社会調査や家族関係の調整等を行ない、児童及び保護者の意向に基づく処遇方針を決定することとなる。

平成26年度の月別の入退所の状況は図22のとおりである。

表20 一時保護件数の推移

年度	実人員 (人)	延べ人数 (人)	平均保護日数 (延べ日数/退所人数)	平均保護人数 (延べ人数/365)
22	246	6,818	28.3	18.7
23	259	7,887	30.4	21.6
24	235	6,816	29.2	18.7
25	242	6,822	28.0	18.7
26	313	9,597	29.5	26.3

図22 平成26年度月別入・退所の状況



本年度の入所は7月が45人で最も多く、4月が最も少ない16人、また退所は8月が最高で1月が最も少なかった。年末年始の越年は17人であった。

3. 相談種別の一時保護の状況

相談種別の構成及び年度推移の状況は表21のとおりで、養護相談事例が75%で、全体の38%が虐待相談である。

表21 相談種別の一時保護件数の推移

(単位：人)

種別 年度	合計	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談	その他
22	246	185 (75.2) 再掲：虐待 94 (38.2)	36 (14.7)	4 (1.6)	16 (6.5)	5 (2.0)
23	259	200 (77.2) 再掲：虐待 96 (37.1)	35 (13.5)	2 (0.8)	22 (8.5)	0 (0.0)
24	235	163 (69.4) 再掲：虐待 72 (30.7)	40 (17.0)	8 (3.4)	24 (10.2)	0 (0.0)
25	242	170 (70.3) 再掲：虐待 71 (29.3)	45 (18.6)	2 (0.8)	25 (10.3)	0 (0.0)
26	313	234 (74.7) 再掲：虐待 118 (37.7)	34 (10.9)	3 (1.0)	42 (13.4)	0 (0.0)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

4. 年齢別の一時保護の状況

年齢別の状況は表22に示しているが、小学生が増加傾向にある。なお、2歳未満の児童は、原則として乳児院に一時保護委託を行なっている。

また、年齢ごとの相談種別をみると、11歳までの相談の90%が養護相談であり、そのうち40%が虐待による保護である。非行相談は全体の10%になった。

表22 年齢別一時保護件数の推移

(単位：人)

年齢 年度	合計	2歳未満	2～5歳 (就学前)	6～11歳 (小学生)	12～14歳 (中学生)	15歳以上
22	246	0 (0.0)	45 (18.3)	96 (39.0)	85 (34.6)	20 (8.1)
23	259	0 (0.0)	67 (25.9)	86 (33.2)	79 (30.5)	27 (10.4)
24	235	0 (0.0)	46 (19.6)	77 (32.8)	82 (34.9)	30 (12.7)
25	242	0 (0.0)	49 (20.3)	85 (35.1)	76 (31.4)	32 (13.2)
26	313	0 (0.0)	58 (18.5)	110 (35.1)	106 (33.9)	39 (12.5)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

5. 一時保護児童の措置状況

一時保護児童の措置の状況は表23のとおりであり、児童福祉施設への入所児童数の割合が、3割を切り、帰宅も増加している。

表23 一時保護児童の措置件数の推移

(単位：人)

年 度	児 童 福 祉 施 設 入 所				帰 宅	他の児童 相談所 に移送	家 庭 裁判所 送 致	そ の 他	合 計
	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	そ の 他 の 児 童 福 祉 施 設	小 計					
22	62 (25.6)	6 (2.5)	3 (1.2)	71 (29.3)	162 (67.0)	2 (0.8)	6 (2.5)	1 (0.4)	242
23	53 (19.8)	18 (6.7)	7 (2.6)	78 (29.1)	184 (68.8)	2 (0.7)	2 (0.7)	2 (0.7)	268
24	49 (20.8)	17 (7.2)	13 (5.5)	79 (33.5)	144 (61.0)	4 (1.7)	0 (0.0)	9 (3.8)	236
25	62 (26.6)	16 (6.9)	2 (0.9)	80 (34.4)	138 (59.2)	1 (0.4)	3 (1.3)	11 (4.7)	233
26	69 (22.4)	14 (4.6)	4 (1.3)	87 (28.3)	206 (66.9)	2 (0.6)	2 (0.6)	11 (3.6)	308

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

6. 一時保護委託児童の委託状況

委託数は年々増加しているが、これは一時保護数の増加と並行している。26年度の委託先は児童養護施設・乳児院が68%である。措置先は45%が家庭引取りで、児童福祉施設入所は28%であった。

表24 一時保護委託先

(単位：人)

年 度	合 計	警 察	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	里 親	そ の 他
22	88	30 (34.1)	30 (34.1)	19 (21.6)	0	9 (10.2)
23	126	43 (34.1)	41 (32.6)	28 (22.2)	1 (0.8)	13 (10.3)
24	124	33 (26.6)	61 (49.2)	13 (10.5)	5 (4.0)	12 (9.7)
25	108	28 (25.9)	45 (41.7)	17 (15.7)	2 (1.9)	16 (14.8)
26	154	24 (15.6)	55 (35.7)	49 (31.8)	3 (2.0)	23 (14.9)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

表25 一時保護委託児童の措置件数の推移

(単位：人)

年 度	合 計	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他
22	88	26 (29.5)	0	5 (5.7)	33 (37.5)	24 (27.3)
23	126	34 (27.0)	0	4 (3.2)	56 (44.4)	32 (25.4)
24	124	37 (29.8)	2 (1.6)	1 (0.8)	58 (46.8)	26 (21.0)
25	108	30 (27.8)	2 (1.9)	3 (2.8)	41 (37.9)	32 (29.6)
26	154	43 (27.9)	1 (0.7)	2 (1.3)	69 (44.8)	39 (25.3)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

第9章 発達クリニック

昭和62年11月、児童相談所の移転に併せ、大型児童館の機能を併せ持つ神戸市総合児童センター（愛称「こべっこランド」）が設置され、神戸市における児童福祉の中核としての機能を発揮するよう位置づけられた。

神戸市総合児童センターの具体的な役割としては、①健全育成、②療育指導、③啓発、④相談（こども家庭センター）が挙げられるが、その中の②療育指導のための事業が「発達クリニック」である。従来、こども家庭センターでは、原則として「個別指導」を中心に通所指導や心理治療を行ってきた。児童数の減少にもかかわらず相談受理件数は増加しており、しかも継続して指導しなければならないケースの増加が著しくなってきた。

これは、相談事例が複雑化、多様化してきており、1～2回の助言や指導では終結しない処遇困難な事例が増加し、より高度な指導・治療の技術や知識が要求されていることを示しているとも言える。また、効率的な処遇についても考慮しなければならないところから、従来の個別指導を原則としながら、一方で「集団指導」体制を導入するという方向で、その必要性が検討されることとなった。

従って、これらのニーズに対応するために、(1)こども家庭センターがもっている専門的知識・技術をより高度なものにし、児童処遇の質的向上を図る。(2)集団指導システムを導入し、指導の効率化を図る。この2点が必要であるとされた。

そこで、専門的な知識・技術を有する大学の研究グループとこども家庭センター、総合児童センターが連携した新しい体制を確立し、「発達クリニック」として以下の5事業を導入することとなった。

- ① 発達障害児の早期療育プログラムである「乳幼児親子教室」
- ② 就学前から小学校低学年の発達障害児等を対象とした「感覚運動指導教室」
- ③ 一般の乳幼児や夜尿症の小学生の保護者を対象とした「親と子のふれあい講座」
- ④ 学齢期・思春期の子育てに悩む保護者を対象とした「学齢期・思春期子育て講座」
- ⑤ 1,500g未満で出生した子どもと保護者の家庭養育を支援する「YOYOクラブ」

各々、代表の先生方を中心に、子育て支援や子どもの発達支援にかかわるプログラムの開発を行っている。

総合児童センターでは、発達クリニックの成果を広く普及させるために、広く市民向けの子育て講演会や、保育士や通園施設職員等を対象とした「障がい児保育ゼミ」を啓発事業として開催した。また、平成24年度から従来の啓発連携事業の専門講座を拡大・発展したかたちで、発達クリニックの専門講師を中心に「発達障害サポート事業」（市民講座：7講座12回）（専門講座：6講座14回）を開催している。

その他にも、発達がゆっくりな子どもと家族が安心して過ごせる場として、「きらきらルーム」（居場所づくり事業）や市内の児童館・学童保育コーナーで発達障がい児等対応のための巡回支援事業、平成23年度のより設置された児童問題に関する専門性を有した「拠点児童館」の支援事業を行っている。

発達クリニックの内容と実績

多様な児童の問題、特性や発育の状況等、こども家庭センターでの調査や判定をもとに、乳幼児から小学生までの児童を対象に、個別指導や集団指導を行った。

一方、子どもの問題等子育てに悩む保護者を対象に、グループ指導を中心とした子育て講座など、児童と保護者を対象とした教室を開催した。

これらの5教室の運営は、大学の研究グループ及びこべっこランドと協働で行った。

こども家庭センターは、総合児童センターとの連携の下、児童福祉司や児童心理司が専門職として参加し、①子どもの発達援助②子どもの障害の早期発見③保護者の障害受容の援助④プログラム終了後の集団参加（通園施設、幼稚園、保育所等）への移行支援を行うと共に、⑤関係機関（各区健康福祉課、障害者地域生活支援センター等）と調整し、福祉的サービスにつなげた。

<事業実績>

事業名	対象	人数
①極低出生体重児とその保護者のための子育て教室 －YOYOクラブ－ 高田 哲 神戸大学大学院 保健学研究科教授	修正月齢3ヵ月～2歳半に達した乳幼児とその保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳児 11組 5回(双子0組) ・1歳半児 11組 10回(双子2組) ・1歳児 20組 10回(双子3組) ・6ヵ月児 6組 10回(双子0組) ・3ヵ月児 7組 10回(双子1組) ・(27年度春スタートクラス児)5組 5回(双子0組) ・(27年度秋スタートクラス児)1組 5回(双子0組) 総数 61組 67人
②学齢期・思春期子育て講座 (学齢期・思春期親グループ指導) 倉石 哲也 武庫川女子大学 文学部 教授	概ね4歳～中学生の子どもに対応に悩んでいる保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期講座 38期 13人 7回 39期 11人 7回 ・思春期講座 8期 9人 5回 9期 12人 5回 ・就学前講座 5期 15人 3回 6期 16人 3回
	拠点児童館職員	・拠点児童館支援 7館 35回
③親と子のふれあい講座 (行動療法しつけ指導) 芝野 松次郎 関西学院大学 人間福祉学部教授	乳幼児と保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳半児講座 10組 7回 ・赤ちゃん講座① 10組 8回 ・赤ちゃん講座② 10組 8回
	診断を受けているか療育手帳を持っている幼稚園年中・年長児と保護者	・家族支援講座 10組 7回
	夜尿児と保護者	・夜尿児講座 5組 10回
	拠点児童館職員	・拠点児童館支援 7館 35回
④障害乳幼児親子教室 安藤 忠 京都橘大学 健康科学部教授	0歳～3歳の発達障がい児、ダウン症児、知的障がい児と保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ指導 親子 57組 36回 うさぎ 19組 きりん 18組 らっこ 20組 ・個別指導 43組 延べ 189回 ・抱っこ法 15組 延べ 44回 ・言語指導 45組 延べ 240回
⑤感覚運動指導 中林 稔堯 神戸大学 名誉教授	3歳～10歳の知的障がい児、発達障がい児、ダウン症児等	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚運動指導(前期) 9人 14回 ・感覚運動指導(後期) 9人 14回 ・教育相談 68人 66回
	保育士・児童館職員等	・拠点児童館出張講座 3館 9回

児童虐待防止110番事業報告

児童虐待 夜間休日相談ダイヤル実績報告

児童虐待防止110番

はじめに

「神戸市児童虐待防止110番」（以下電話相談と略す）は、阪神淡路大震災をきっかけに平成7年4月に開設された「神戸市こころの相談110番」をそのまま引き継ぐ形で平成12年4月に開設された。子育てに関する不安や心配事の相談に応じることは、親子関係を良くする援助につながる。今日、児童虐待が大きな社会問題となっており、その予防活動が急務であることから、電話相談を児童虐待防止事業に位置づけることとした。愛称は従来の電話相談と同じく「すこやかテレフォン^{おーいよいこ}0145」とし、子育てに関する相談を受け付けるという点では変わりはない。なお、チラシにも神戸市の広報紙にもこの事業は掲載され、児童虐待防止の意図を明らかにした広報を行っている。

1. 相談の概要（表1・2）

(1) 相談件数

平成26年度の全受信件数は716件、そのうち問い合わせやいたずら電話を除いた実質相談は690件であり、昨年度に比べ21%強増加している。1ヶ月の平均相談件数は、57件である。

相談者は、保護者を中心とする大人がほとんどであるが、児童本人からの電話が2件あった。

(2) 年代別・性別

年代については、平成26年度は、成人の割合が最も多くなり、全体の39%となる。次いで、小1～小3が23%、そして3歳～就学前が14%となる。成人が多い理由としては、繰り返しかけてくる保護者の子どもの年齢が成人に達したケースが増加したことによる。

性別については、わずかに女子の保護者からの相談の方が多かった。

2. 相談に対する処遇について（表3）

相談に対する処遇については、カウンセリング、助言・指導が99%を占める。匿名で、その場限りの関係ゆえに相談しやすいという長所をもった電話相談であるために、相談は1回で終わる場合が多いが、継続フォローが是非必要と判断したときは、再度電話するよう助言している。ただし、その際は相談相手の電話番号は聞かないことにしており、あくまでも相談者の自主性に任せている。ここ数年の特徴としては、保護者、児童本人共に繰り返しかけてくるケースが増加しており、電話によるカウンセリングの効果が出ているケースが増えている。他の機関に紹介する場合の紹介先は、こども家庭センター、他の児童相談所、福祉関係機関（神戸市総合療育センター・区保健福祉部）、教育関係機関、病院、保健所等である。

3. 年代と主訴（表4）

相談の主訴としては、ここ数年「発達」に関する相談が大きく増加している。発達のアンバランスについての問題意識が高くなっていること、発達のアンバランスを持つ子どもへの日々の関わりに悩むことが多く、繰り返し相談電話をかけてくるケースが増えたことによる。次に多いのが、「その他」（母親自身の人間関係の悩み）である。子どもの年齢層にかかわらず、親同士の関係や親の原家族との関係に悩むことが多い状況が浮かび上がっている。

4. 虐待関係

(1) 虐待通報

1件であった。虐待通報は、当子ども家庭センターの家庭支援係につないでいる。なお、市外の場合は管轄の児童相談所への通報を依頼している。

(2) 虐待相談

「暴言を吐いてしまう自分が止められない」「産みたくなかった」「突き飛ばしてしまう」など、子どもに対して不適切な言動をとったことに対する相談を虐待相談として再掲（表4-1）した。件数は14件である。これは明確な訴えのあったケース数であって、他の主訴の場合でも「もう親をやめたい」「ストレスでつぶされそう」「子どもをかわいいと思えない」という訴えをしている育児ストレスの高いケースがみられる。

母親自身の気持ちを落ち着けようと繰り返しかけてくるケースがあり、電話相談で話すことによって虐待にエスカレートすることを防いでいる。

5. 虐待相談内容

子どもの発達過程で、養育のつまずきにとまどっている母親の姿が浮き彫りになってくる。多くの場合、母親は一人で悪戦苦闘しており、周りから孤立しているように感じている。実際母子家庭や夫や祖父母から育児の援助の少ない家庭であったり、再婚家庭で母親のストレスが高い家庭背景がある。親の思い描いていた子ども像と実際の子育てとのズレに不満を持ち、焦り、いらだっている。その気持ちが爆発し、子どもに攻撃を向けてしまった後、自責の念にかられ落ち込んでしまう。

また、母親に精神疾患があったり、母親自身が虐待を受けてきたとか、ドメスティックバイオレンスがあるなど養育者の問題が複雑になってきている。

<対応としては次のような援助を心掛けている>

§ 「たたいてしまう」等の発言に対して、責めるような対応はしない。

§ 子どもの様子を聞きながら、子どもの気持ちを一緒に考えてみる。多くの母親はすでに気づいているので、確認するような感じになる。

§ 子どもの成長過程を振り返る。成長過程について説明を少し加える。成長していることが判れば、少し安心できる場合もある。

§ 話の内容から、親が出来ている良い対応の仕方を取り上げ、母親自身に再確認してもらう。

§ 子どもの年齢が高い（中・高校生ぐらい）場合は、親子は必ずしも性格・気持ち等が合うものではない（合わないのがおかしいわけではない）という立場で対応することがある。合わないしんどさを受け止めるようにする。

相談時間は、30分から60分位が多いが、60分以上かかる相談も27%ある。平均相談時間は45分程度である。話をきいてもらうことで「ちょっと、楽になりました。少しずつやってみます。」など、終了時には、相談者の声の感じも落ち着き、柔らかくなる。「また何かありましたらどうぞ」と付け加えて終了する。

表1 電話による相談の概況

平成26年度 (単位: 件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備考		
受信の状況	全受信件数	51	62	58	63	41	58	70	61	66	55	63	68	716			
	相談者	保護者	44	56	50	59	35	53	58	52	62	50	50	57	626		
		児童本人	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		その他	7	6	6	4	6	5	12	9	4	5	13	11	88		
		計	51	62	58	63	41	58	70	61	66	55	63	68	716		
	受信内容	虐待通報	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1		
		一般相談	48	60	56	62	39	56	67	56	66	52	60	68	690		
		問合わせ等	0	1	0	1	1	0	0	1	0	3	1	0	8		
		ノイズ	3	1	2	0	1	1	3	4	0	0	2	0	17		
		計	51	62	58	63	41	58	70	61	66	55	63	68	716		
相談の状況	年代別・性別相談件数	3歳未満	男	1	0	4	5	6	4	2	2	0	3	0	5	32	以下は、受信内容のうち「虐待通報・問合わせ等」及び「ノイズを除いたものについての状況である。」
			女	3	0	0	4	1	4	3	1	1	4	1	0	22	
			小計	4	0	4	9	7	8	5	3	1	7	1	5	54	
		3歳～就学前	男	2	0	2	0	4	10	11	6	10	12	9	15	81	
			女	0	1	2	3	1	2	0	1	3	2	1	3	19	
			小計	2	1	4	3	5	12	11	7	13	14	10	18	100	
		小学1～3年生	男	11	16	14	12	5	17	15	9	10	12	7	9	137	
			女	1	2	2	4	0	2	1	2	0	2	1	2	19	
			小計	12	18	16	16	5	19	16	11	10	14	8	11	156	
		小学4～6年生	男	1	8	5	15	10	1	2	2	2	1	2	1	50	
			女	0	1	0	2	0	1	0	1	0	0	2	3	10	
			小計	1	9	5	17	10	2	2	3	2	1	4	4	60	
		中学生	男	4	0	5	0	0	0	3	1	2	1	2	0	18	
			女	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	0	6	
			小計	4	0	5	1	1	1	5	1	2	1	3	0	24	
		高校生	男	1	1	4	3	2	1	2	1	1	1	1	1	19	
			女	2	4	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	11	
小計	3		5	7	3	2	2	2	1	1	2	1	1	30			
成人	男	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2			
	女	22	27	15	13	9	12	25	30	37	13	32	29	264			
	小計	22	27	15	13	9	12	26	30	37	13	33	29	266			
計	男	20	25	34	35	27	33	36	21	25	30	22	31	339			
	女	28	35	22	27	12	23	31	35	41	22	38	37	351			
	小計	48	60	56	62	39	56	67	56	66	52	60	68	690			

表2 主訴：児童本人分（累計）

平成26年度（単位：件）

年代・性別		いじめ	友人関係	異性	学業	進路	その他の 学校関係	性格	身体など	家庭	その他	合計
小学1～ 3年生	男											0
	女											0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学4～ 6年生	男											0
	女											0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学生	男			2								2
	女											0
	計	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
高校生	男											
	女											
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	男	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2

表3 相談に対する助言・指導等処遇の状況

平成26年度（単位：件）

処遇別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
助言・指導（1回で終了）		46	60	56	58	38	56	67	56	66	52	59	67	681	
助言指導 継続	再電話勸奨 ^{注1}	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	訪問指導のみで終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	児相 フォロー	電話相談から引継	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		訪問指導後引継	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
他機 関紹 介	福祉関係機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
	教育関係機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医療機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他の児童相談所	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	小計		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
情報提供		1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		48	60	56	62	39	56	67	56	66	52	60	68	690	

注1：経過観察後に再度電話するよう助言したもの等である。

表4 主 訴（年代別・性別）

平成26年度（単位：件）
 (再掲) (表4-1)

年代・性別	養護	発達	保健	性格	被害	非行	性	育成	その他	合計
3歳未満	男	1	24		3				4	32
	女	4	3		5			4	6	22
	計	5	27	0	8	0	0	4	10	54
3歳～ 就学前	男	1	5	1	6			11	57	81
	女	1	4	2	9			2	1	19
	計	2	9	3	15	0	0	13	58	100
小学1～ 3年生	男	14	108	2	4	2		1	6	137
	女	2	1	3	7	1			5	19
	計	16	109	5	11	3	0	1	11	156
小学4～ 6年生	男	4	5		6				35	50
	女	2	1		3	1		1	2	10
	計	6	6	0	9	1	0	1	37	60
中学生	男		1	1	1	3	1	2	7	18
	女	1	1			1		1	2	6
	計	1	2	1	1	4	1	3	9	24
高校生	男		10						9	19
	女		2				1	1	7	11
	計	0	12	0	0	0	1	1	16	30
成人	男			1					1	2
	女		205	2	1			3	53	264
	計	0	205	3	1	0	0	3	54	266
計	男	20	153	5	20	5	1	14	119	339
	女	10	217	7	25	3	1	12	76	351
	計	30	370	12	45	8	3	26	195	690

児童虐待 夜間休日相談ダイヤル

(平成26年4月～27年3月)

1. 夜間・休日における児童虐待の相談や通報等に適切に対応するため、電話相談体制を強化し、「児童虐待 夜間休日相談ダイヤル(078-382-1900)」として平成17年7月に発足した。

体制としては、休日(土・日・祝日、年末年始)及び平日夜間(午後5時30分～翌日午前8時45分)に電話相談員を配置し、児童虐待の相談や通報を中心とした電話相談に応じるとともに、緊急ケースについては関係職員や機関との連携により迅速な対応をとることとしている。

2. 電話受付件数(全体)

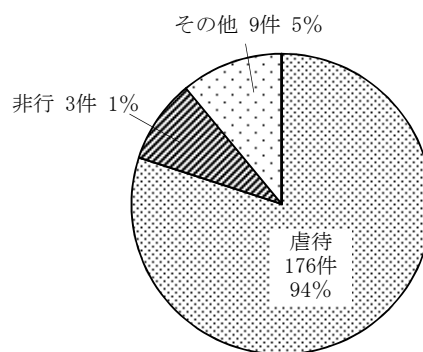
通報が188件、相談が442件、関係機関からの連絡・取次ぎ他2,538件、合計3,168件となっている。1日あたりの受付件数は、通報・相談が合わせて1日あたり1.7件、連絡・取次ぎ他が1日あたり7.0件である。前年度と比べ、1日あたりでは通報・相談は6%の増、連絡・取次ぎ他は13%の増となっている。

3. 通報内容

(1) 内容別内訳

虐待が9割を占めている。

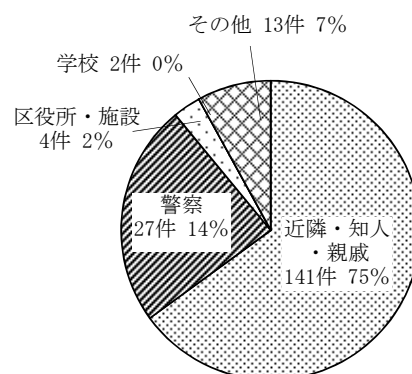
虐待	非行	その他	合計
176件	3件	9件	188件
94%	1%	5%	100%



(2) 通報者

近隣・知人・親戚からが75%と最も多く、次いで警察からが14%となっており、両者で全体の89%を占めている。

近隣・知人・親戚	警察	区役所・施設	学校	その他	合計
141件	27件	4件	3件	13件	188件
75%	14%	2%	2%	7%	100%



(3) 通報時間

時間帯でみると、夜間(平日を含む)が17時から0時までを合計すると58%を占め、前年度に比べて1%増加している。土日祝の9時から17時が22%、深夜早朝(0時から9時)は20%で1%減少している。

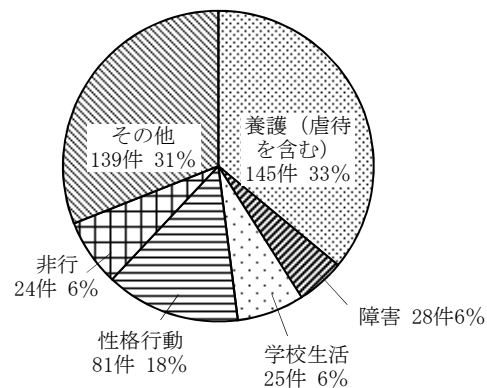
9～17時 (土日祝)	17～21時	21～0時	0～9時	合 計
41件	66件	44件	37件	188件
22%	35%	23%	20%	100%

4. 相談内容

(1) 内容別内訳

養護（虐待を含む）が33%を占め、次いでその他の相談が31%を占めている。

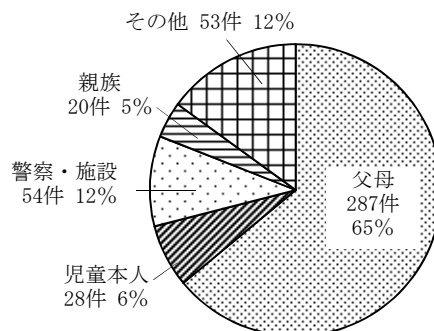
養護 (虐待を含む)	障 害	学校生活	性格行動	非 行	その他	合 計
145件	28件	25件	81件	24件	139件	442件
33%	6%	6%	18%	6%	31%	100%



(2) 相談者

6割強を父母が占めている。次いで、警察・施設、その他となっている。

父 母	児童本人	警察・施設	親 族	そ の 他	合 計
287件	28件	54件	20件	53件	442件
65%	6%	12%	5%	12%	100%



(3) 相談時間

時間帯で見ると、土日祝の9時から17時が30%と昨年度に比べて6%減少している一方、夜間が17時から0時までを合計すると55%で5%増加している。また、深夜から早朝にかけては15%と1%増加している。

9～17時 (土日祝)	17～21時	21～0時	0～9時	合 計
135件	149件	91件	67件	442件
30%	34%	21%	15%	100%

〈資料〉
統計

1. 平成26年度に受理した相談及び対応の状況

1-1(1) 年齢別・相談区分別件数

(単位：件)

相談区分 年齢別	養護相談		保健相談	障害相談				被害相談			非行相談		育成相談			その他の相談		計	
	児童虐待相談	その他の相談	健康相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動等相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談	その他の相談	計	いじめ相談	被害相談
0歳	62	41	0	0	0	41	1	15	0	0	0	0	0	0	0	162	0	0	
1歳	40	28	0	4	4	118	0	46	0	0	0	0	0	0	0	248	0	0	
2歳	62	30	0	1	1	500	0	73	0	0	0	0	0	0	0	668	0	0	
3歳	48	23	0	5	5	860	0	137	1	0	2	0	0	0	0	1079	0	0	
4歳	56	29	0	1	1	459	0	117	3	0	11	1	0	0	0	678	0	0	
5歳	45	29	0	1	1	418	1	15	1	0	7	1	0	1	0	656	0	0	
6歳	61	35	0	0	0	173	0	157	0	0	15	3	0	0	0	446	1	0	
7歳	51	23	0	0	0	99	1	66	0	0	18	4	0	0	2	266	1	0	
8歳	63	17	0	1	1	60	1	112	0	2	28	4	0	0	0	292	1	0	
9歳	52	7	0	0	0	48	0	106	0	3	16	11	0	1	0	250	0	0	
10歳	34	18	0	0	0	55	0	81	0	9	23	16	0	1	0	244	1	0	
11歳	36	19	0	0	0	61	0	108	0	11	25	10	0	0	0	272	0	0	
12歳	37	17	0	0	0	57	0	116	0	13	39	13	0	0	0	311	4	0	
13歳	38	16	0	0	0	45	0	127	0	39	48	23	0	0	0	443	3	0	
14歳	43	15	0	0	0	33	0	81	1	45	32	25	0	0	0	316	1	0	
15歳	34	13	0	0	0	23	1	51	0	28	15	12	0	0	0	167	0	0	
16歳	25	15	0	0	0	13	0	65	0	12	10	3	0	0	0	144	0	0	
17歳	24	18	0	0	0	8	1	14	1	13	7	3	0	0	0	90	0	0	
18歳以上	0	43	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0	0	
計	811	436	0	13	13	3077	6	1622	7	175	140	296	129	0	5	6781	12	0	
1歳6ヶ月児精神発達精密健康診査(再掲)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
3歳児精神発達精密健康診査(再掲)	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(再掲)	0
里親、養親希望に関する相談(再掲)	0

1-1(2) 相談区分別・対応の状況

(単位：件)

相談区分	対応区分											対応件数					未処理件数 (年度末現在)	施設人 所持機 (再掲)					
	面 接 指 導	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	指 導 ・ 指 導 委 託	福 祉 主 事 指 導 を 含 む 知 的 障 害 者 福 祉 司 ・ 社 会 福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	入 所	入 所 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 法 第 27 条 の 3 に よ り (再掲)	通 所	指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 27 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致			障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計	施設人 所持機 (再掲)	
養 護 相 談	児童虐待相談	148	547	24	8	0	2	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0	0	64	842	0	0	
	その他の相談	408	0	0	1	0	0	0	0	59	0	0	0	0	8	0	0	0	0	476	0	36	
保 健 相 談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	4	
障 害 相 談	視聴覚障害等相談	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	4	
	言語発達障害等相談	2845	49	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	2932	0	693	
	重症心身障害相談	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	
	知的障害相談	1550	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	1558	0	349	
	発達障害相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	3	
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	76	39	4	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	2	0	0	1	129	0	22	
	触法行為等相談	119	45	1	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	7	0	0	0	186	0	59	
育 成 相 談	性格行動相談	133	104	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	256	0	110	
	不登校相談	71	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	117	0	55	
	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他 の 相 談	育児・しつけ相談	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	
	その他の相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	5394	831	35	11	0	2	0	5	133	0	2	0	8	9	0	0	0	114	6544	0	1340	
(再掲)	いじめ相談	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	4	
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

2. 受理した相談の区分別等の推移

2-(1) 相談区分別の推移

(単位：件)

相談区分 年度	養護 相談	保健 相談	心身障害相談						ぐ 犯行為等 相談	触 法行為等 相談	育成相談					そ の 他 の 相 談	合 計
			肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 ・ 言 語 発 達 障 害 相 談	重 症 ・ 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	計			性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談	計		
17	565	1	108	1,158	236	1,588	32	3,122	119	158	273	63	1	13	350	434	4,749
18	634	1	78	1,381	176	1,563	54	3,252	117	190	307	113	2	4	426	610	5,230
19	641	0	65	1,543	144	1,547	17	3,316	146	264	229	83	2	10	324	482	5,173
20	542	0	54	1,410	215	1,269	15	2,963	119	236	189	98	0	4	291	502	4,653
21	636	0	45	1,512	152	1,372	7	3,088	161	265	194	62	2	4	262	497	4,909
22	932	0	31	1,990	26	1,215	9	3,271	130	155	196	108	1	7	312	423	5,223
23	967	2	25	2,169	16	1,335	3	3,548	171	171	229	123	2	12	366	211	5,436
24	1,029	0	11	2,347	16	1,285	1	3,660	183	247	246	87	4	2	339	3	5,461
25	981	0	11	2,560	10	1,366	6	3,953	175	252	269	110	0	0	379	7	5,747
26	1,247	0	22	3,090	6	1,622	7	4,747	140	217	296	129	0	5	430	0	6,781

2-(2) 相談経路別の推移

(単位：件)

経路区分 年度	都道府県・市町村				児童福祉施設			警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所等		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計			
	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関			保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等										
																						県	市	県
17	554	1,219	1	19	28	358	21	58	1	6	232	24	359	19	0	51	117	0	1	1,568	69	8	36	4,749
18	10	1,785	1	65	67	412	66	79	2	0	297	22	348	29	3	51	101	5	0	1,749	90	18	30	5,230
19	4	1,977	1	22	83	278	50	69	0	1	426	19	390	23	6	67	107	6	0	1,545	84	7	8	5,173
20	0	8	1	1,619	474	196	8	60	5	1	379	25	358	17	1	44	75	4	0	1,264	94	14	6	4,653
21	0	43	3	1,825	339	196	13	75	3	6	433	10	348	16	1	55	67	4	2	1,301	143	4	22	4,909
22	0	24	0	1,804	449	275	8	70	6	12	388	16	356	25	1	61	32	5	4	1,388	247	17	35	5,223
23	0	7	0	1,766	450	291	7	78	3	5	429	6	409	31	2	47	14	3	4	1,550	278	24	32	5,436
24	0	43	1	1,694	93	400	3	98	2	2	493	7	421	23	3	53	0	4	9	1,750	287	30	45	5,461
25	0	38	3	1,772	297	225	4	108	1	4	469	12	415	19	0	49	0	8	3	1,950	294	29	47	5,747
26	0	61	0	2,195	335	246	11	133	1	4	487	14	457	38	0	49	0	4	2	2,377	304	38	25	6,781

2-(3) 対応区分別の推移

(単位：件)

年度	処遇区分	訓戒・誓約	児童福祉司の指導	福祉事務所へ送致	児童委員の指導	里親・保護受託者委託	児童家庭支援センター	児童福祉施設入所・通所							指定国立療養所委託	家庭裁判所へ送致	面接指導				その他	合計
								児童自立支援施設	児童養護施設	乳児院	障害児入所施設	障害児通園施設	その他施設	計			他の機関に斡旋・紹介	継続指導（二回以上）	助言指導（二回のみ）	計		
17	18	21	1	0	5	0	21	96	28	83	128	2	358	0	3	126	408	3,111	3,645	547	4,598	
18	13	19	0	0	5	0	21	93	27	42	126	2	311	0	5	202	583	2,978	3,763	682	4,798	
19	14	13	0	0	5	0	27	67	27	2	3	1	127	0	9	169	641	3,777	4,587	624	5,379	
20	14	21	0	0	1	1	20	67	20	4	4	1	116	0	8	121	655	3,344	4,120	633	4,914	
21	16	8	0	0	6	1	27	68	31	5	0	6	137	0	8	57	592	3,293	3,942	592	4,710	
22	11	8	0	0	7	0	17	58	22	3	2	1	103	0	15	58	747	4,017	4,822	179	5,145	
23	1	12	0	0	6	1	15	72	19	2	0	2	110	0	13	45	694	4,262	5,001	99	5,243	
24	4	6	0	0	20	0	20	51	32	2	1	6	112	0	4	33	676	4,261	4,970	136	5,252	
25	1	5	0	0	11	4	19	48	32	4	5	12	120	0	11	27	714	4,526	5,267	98	5,517	
26	5	11	0	0	8	2	21	75	30	3	2	4	135	0	9	35	831	5,394	6,260	114	6,544	

平成26年度研修生・実習生受入実績

1. 家庭支援係・養育支援係・養育支援第2係

	受入学校名	期 間	人 数
1	関西福祉科学大学	8月7日～8月28日	1
2	関西学院大学	8月25日～9月17日	1
3	神戸女子大学	10月14日～11月5日	1
4	関西福祉科学大学	10月17日～3月27日	1

2. 判定指導係

	受入学校名	期 間	人 数
1	神戸女学院大学	5月13日～3月10日	1
2	神戸親和女子大学	5月19日～3月16日	1
3	神戸親和女子大学	10月6日～3月9日	1

3. 一時保護係

	受入学校名	期 間	人数
1	神戸女子短期大学	8月18日～8月30日	2
2	神戸親和女子大学	8月28日～9月7日	1
3	神戸親和女子大学	11月4日～11月14日	1
4	頌栄短期大学	2月16日～3月26日	2
5	神戸女子大学	2月17日～3月9日	2